

# 鶴岡市障害者（児）の障害 福祉サービス等に関する 支給ガイドライン

鶴岡市福祉課 障害福祉係

最終更新日 2020年3月31日

## はじめに

このガイドラインは、本市における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく介護給付費等、地域相談支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給決定に係るガイドラインとなっている。

厚生労働省が示す「介護給付費に係る支給決定事務等について」や厚生労働省が示す通知、厚生労働省や県等が示すQ&A（以下「取扱事務要領等」という。）に記載されていることを基本に、取扱事務要領等以外で取り扱いを決めておく必要があるものをこのガイドラインで示すようにしている。

したがって、取扱事務要領等と読み合わせながら利用してください（まず、最初に取扱事務要領等を確認し、その後に、このガイドラインを確認する。）。

### 1. 支給決定基準を定める目的

市町村は、申請者ごとに介護給付費等の支給量（公費により助成する量）を定める必要があるが、厚生労働省が示す「介護給付費に係る支給決定事務等について」（以下「取扱事務要領」という。）によれば、支給決定及び地域相談支援給付費決定の性質について以下のように示されている。

「支給決定及び地域相談支援給付費決定は、障害者又は障害児の保護者から申請された種類の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用について公費（介護給付費等及び地域相談支援給付費等）で助成することの可否を判断するものであり、特定の事業者又は施設からサービス提供を受けるべき旨を決定するものではない。」

したがって、支給量の決定に当たっては、取扱事務要領等に示す（障害支援区分、障害の種類、介護者の状況、置かれている環境、他の法令に基づく給付、本人や家族のニーズ等の聴取）以外に様々な事項を包括的に勘案する必要があり、一件ごとにそれぞれの判断を行うことになる。

一方で、介護給付費等を支給する市町村は、限りある予算を公平かつ適正に執行することが求められており、制度の特徴や本市の実情等を踏まえ、一定の指標、基準等を定め、又この基準等を広く公開することにより、公平かつ適正に支給決定事務を行うことを目的として定めるものである。

### 2. 非定型ケースへの対応

国が通知等で示す方針やQ&A等も踏まえ、本市においては、次のいずれかの場合にあっては、介護給付費等の支給に関する鶴岡市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）の意見を確認し、当該意見も勘案したうえで決定を行う。

- 支給決定基準要綱に定める「基本支給量」を超える支給量が必要であると認められる場合であって、基本支給量を超える支給決定案を作成したとき
- 就労移行支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練を利用している者について、法施行規則に定める標準利用期間を超える期間の支給決定が必要と認められる場合であって、当該超える期間の支給決定の案を作成したとき
- 地域移行支援を利用している者について、継続して1年を超える期間の支給決定が必要と認められる場合であって、当該超える期間の支給決定の案を作成したとき
- 支給決定基準に定めのない取扱いを行うとき

## 目次

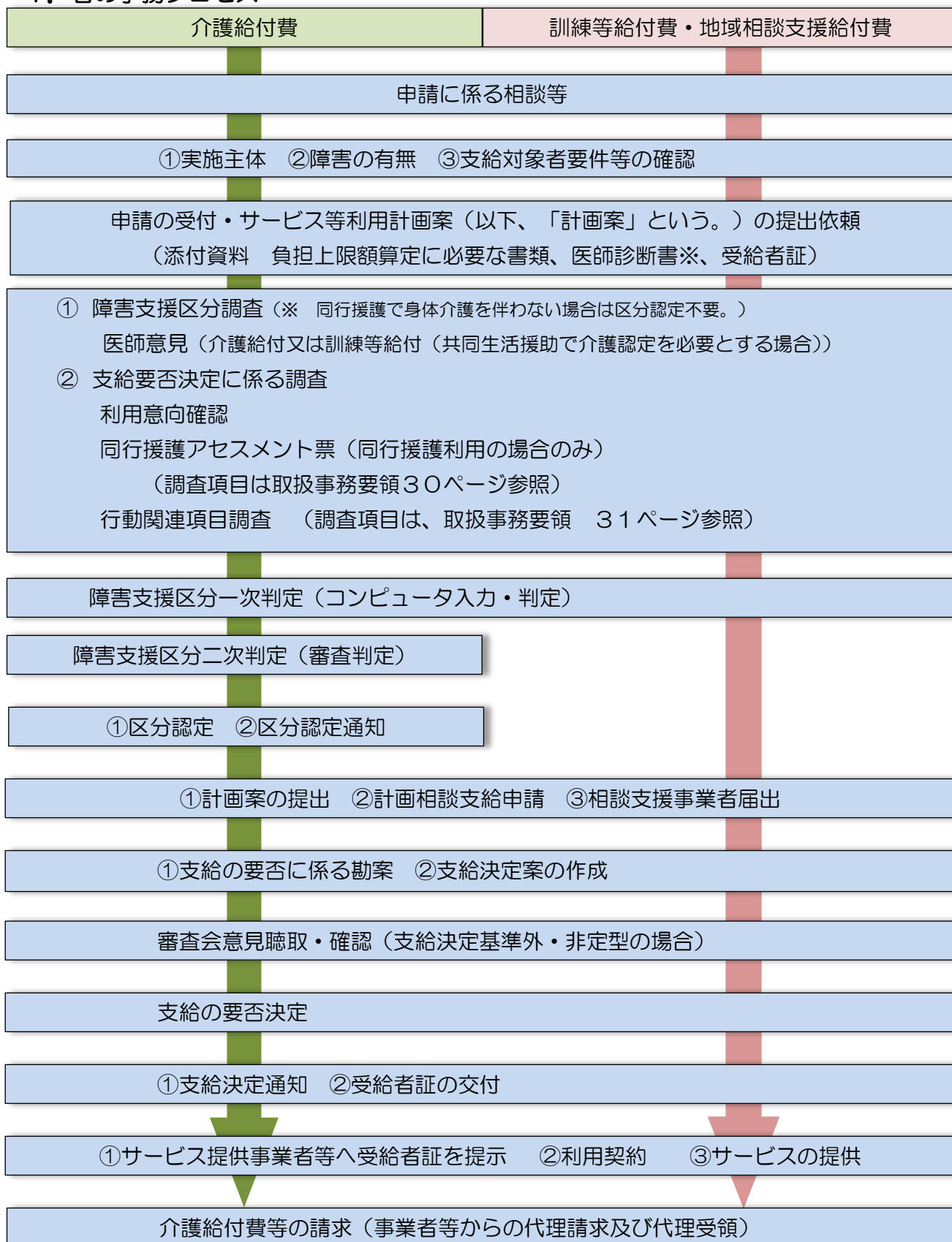
### [はじめに](#)

第1章 介護給付費等の支給に係る事務のプロセス.....	1
1. 者の事務プロセス.....	1
2. 児の事務プロセス.....	2
第2章 支給決定等の実施主体.....	3
1. 基本的な取り扱い（居住地原則）.....	3
2. 居住地特例.....	3
3. 転出入に伴う実施主体の変更での留意事項.....	3
第3章 障害を有することの確認.....	4
1. 取扱事務要領等に記載してある項目により確認する。.....	4
2. 重複している場合の統計上の障害者種別の取り扱い.....	5
3. 重症心身障害児（者）判定等にかかる取り扱い.....	5
第4章 サービスの内容、対象者像、支給要件等.....	9
第5章 他法との調整.....	22
1. 介護保険以外の給付との調整.....	22
2. 介護保険の給付との調整（介護保険適用者に係る支給決定の方針）.....	19
3. 障害固有のサービス.....	27
4. 生活保護の介護扶助費との関連性について.....	25
第6章 介護給付費等における併給関係.....	26
1. 併給関係の具体的な取扱い.....	26
2. 併給関係に係るQ&A（取扱要領以外）.....	27
第7章 標準利用期間の取扱い.....	28
1. 標準利用期間の取扱い.....	28
第8章 暫定支給決定期間の取扱い.....	35
1. 暫定支給決定の取扱い（児含む）.....	35
第9章 就労継続支援にかかる支給決定の更新.....	37
1. 就労継続支援にかかる更新の取り扱い.....	37
2. 一般就労している障害者の日中活動系サービスの利用.....	37
第10章 支給決定及び支給量関係.....	40
1. 申請日と適用日の整理.....	40
2. 支給申請書に添付する書類.....	40
3. 障害支援区分の有効期限とサービスの有効期限の関係.....	41
4. 訪問系サービスの標準利用時間数.....	41
5. 要綱に基づく支給量.....	42
6. 特例対象者.....	43

7. 共同生活援助に係る受託居宅介護サービスの支給基準	43
8. 非定型ケースの取り扱い	44
<非定型の判断基準と勘案すべき内容（勘案事項整理票に記載事項含む）>	44
9. 特別地域加算の対象地域	45
10. 障害児の者のみの障害福祉サービス利用の取り扱い	46
11. 障害児通所支援の支給決定に関する取扱い	46
<b>第11章 障害支援区分の認定</b>	<b>48</b>
1. みなし区分認定	48
2. 認定の有効期間の開始日と終了日	49
3. 障害支援区分の変更認定	49
4. 勘案事項の聴き取り等	50
<b>第12章 相談支援の実施</b>	<b>51</b>
1. 相談支援について	51
<b>第13章 障害福祉サービス等の留意事項</b>	<b>55</b>
1. 居宅介護について	55
2. 重度訪問介護について	60
3. 同行援護・行動援護について	61
4. 共同生活援助における「個人単位のホームヘルプ」の取扱い	61
<b>第14章 障害福祉サービス等の更新等</b>	<b>62</b>
1. サービスの更新について	62
2. サービス支給決定の更新の基本事項	62
3. 18歳に到達したときの更新	62
4. 18歳到達処理	63
5. 18歳到達の障害者支援区分適用日	63
<b>第15章 期間や日付の整理</b>	<b>64</b>
1. 日付の整理	64
<b>資 料</b>	<b>67</b>
1. 障害福祉サービス対象の難病一覧（361疾病）	
2. 要綱	73

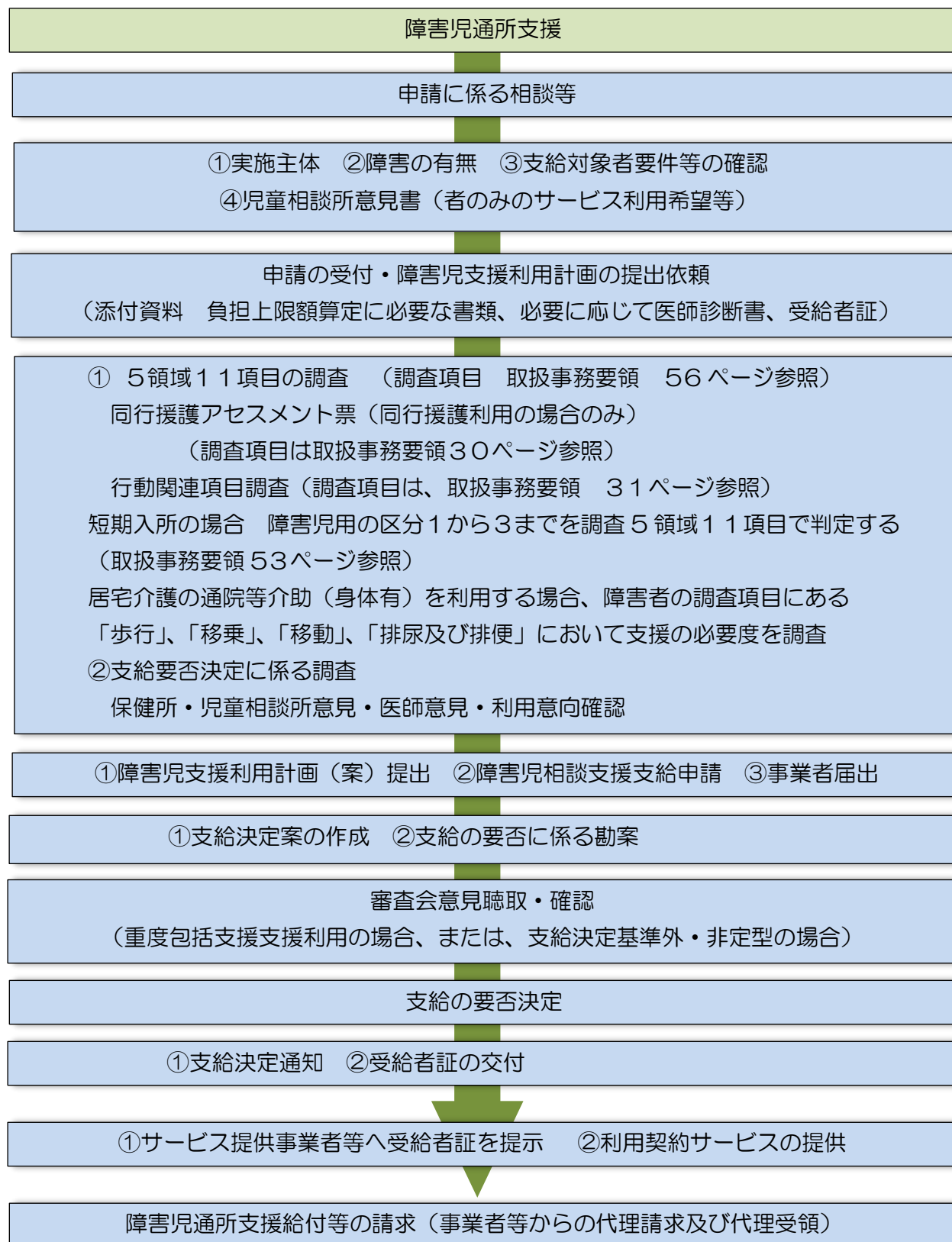
## 第1章 介護給付費等の支給に係る事務のプロセス

### 1. 者の事務プロセス



## 2. 児の事務プロセス

※ 15歳以上の児童において、障害者のみを対象とするサービスに係る介護給付費等を支給する場合は、法の規定により、当該児童を「障害者」とみなすため、プロセスは障害者と同様となる。



## 第2章 支給決定等の実施主体

### 1. 基本的な取り扱い（居住地原則）

#### （1）法令上の規定

- ① 障害者又は障害児の保護者の「居住地」の市町村が行う。
- ② 居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、「現所在地」の市町村が行う。

#### （2）基本的な取り扱いの留意点

- ① 居住地は、「居住地」＝「住民票の住所」ではなく、**生活の本拠があるところ**。
- ② 障害児の場合は、「保護者の居住地等」となる。
- ③ 本市の方針
  - (ア) 「居住地」の判断が困難な場合は、個別に判断し、他市町村と調整する。
  - (イ) 保護者の居住地が異なる場合は、「障害児と同居している保護者の居住地」が実施主体となるように調整する。他町村の支給決定基準と調整が必要な場合が想定される。

障害児の居住地	本市	他市町村
母又は父の居住地	児に同じ	児に同じ
母又は父の居住地	他市町村	本市

↓

実施主体	本市	他市町村

#### （3）仕送りを受けている学生について

法施行以前の支援費制度時における国のQ&Aにおいて、仕送りを受けている学生については、出身世帯の所在地が実施主体となることが示されており、本市の基本的な取扱いも同様とする。ただし、取扱事務要領等にも記載がない取扱いのため、他市町村との調整を丁寧に実施する。

### 2. 居住地特例

居住地特例とは、施設等が所在する市町村の財政負担が過多とならないように、特定の施設等に入る場合の支給決定について当該施設等に入る前の市町村が行うものであり、取扱事務要領等に基づく。

### 3. 転出入に伴う実施主体の変更での留意事項

標準利用期間が設定されているサービスの利用期間

訓練経過を踏まえ、前市町村の残サービス期間を支給決定期間とする。



### 第3章 障害を有することの確認

#### 1. 取扱事務要領等に記載してある項目により確認する。

児者区分	障害種別	確認方法	
障害者	身体 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者	身体障害者手帳	
	知的 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者	①療育手帳 ②児童相談所または更生相談所の意見書 <u>※手帳なく障害年金受給のみ場合は精神(発達遅滞)として分類する。</u>	
	精神 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者 発達障害者支援法に規定する発達障害者又は高次脳機能障害を有する者を含む	①精神保健福祉手帳 ②障害年金証書等障害年金受給が確認できる書類（障害種別が確認できるもの） ③自立支援医療受給者証（精神通院） ④医師診断書・意見書 ⑤精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療の申請に添付する意見書	
	高次脳 高次脳機能障害を有する者は、器質性精神障害として精神障害に分類されるものであり、精神障害者であることが確認された場合に給付対象	①精神保健福祉手帳 ②障害年金証書等障害年金受給が確認できる書類（障害種別が確認できるもの） ③自立支援医療受給者証（精神通院） ④医師診断書・意見書	
	難病 対象難病は巻末資料参照	①特定疾患医療費受給者証 ②対象疾患に罹患していることが分かる医師の診断書又は意見書	
障害児  ※手帳所持が必須と ない。	身体	※障害児の場合は、医師診断書で、必ずしも確定した診断名等がなくても、障害を有しており、支援の必要性の判断が可能で状態等が記載されていることで判断する。	①身体障害者手帳 ②児童相談所または更生相談所の意見書 ③医師診断書・意見書等
	知的		①療育手帳 ②児童相談所または更生相談所の意見書 ③医師診断書・意見書等
	精神（発達）		①精神保健福祉手帳 ②自立支援医療受給者証（精神通院） ③医師診断書・意見書 ④精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療の申請に添付する意見書
	高次脳		①精神保健福祉手帳 ②自立支援医療受給者証（精神通院） ③医師診断書・意見書
	難病 巻末資料参照		①特定疾患医療費受給者証 ②対象疾患に罹患していることが分かる医師の診断書又は意見書

※医師診断書、意見書等には、国際疾病分類コード、診断名等が記載されていること。

## 2. 重複している場合の統計上の障害者種別の取り扱い

障害の程度が重度の方を主の障害とする。

重複する障害の程度がどちらも同じような場合は、身体→知的→精神の順とする。

## 3. 重症心身障害児（者）判定等にかかる取り扱い

### ① 重症心身障害児の定義

児童福祉法第7条第2項に「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童」が「重症心身障害児」と規定されている。

### ② 重症心身障害者の定義

法律上の定義はないが、「重症心身障害者」についても「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者」が該当するものとする。

### （1）重症障害児（者）であるか否かの判断が必要な事項

#### ① 支給要否決定

(ア)療養介護の支給要否決定

(イ)短期入所（医療型）の支給要否決定

(ウ)施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅰ）の2階建て部分

#### ② 加算

(ア)短期入所、生活介護、共同生活援助（包括型）重度障害者支援加算

(イ)施設入所支援の重度障害者支援加算(Ⅱ)(重度障害者等包括支援に規定する利用者の心身の状態にあるもの)

(ウ)施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅰ）

(エ)児童発達支援（医療型を含む）及び放課後等デイサービスの延長支援加算、送迎加算

### （2）重症心身障害児（者）の判断基準

（県 平成21年3月31日付け 障第1193号）

① 「重度の知的障害」（おおむねIQ35以下をいう。以下に同じ）と「重度の肢体不自由」（障害歩行（杖歩行）ができず、日常生活の大部分に介助を要する程度をいう。以下に同じ。）が重複している児童

② 「重度の知的障害」と「重度の肢体不自由」が重複している18歳以上の者

### （3）重度心身障害児（者）の判断方法

① 障害者手帳 身体1・2級（肢体不自由等）かつ療育手帳A判定のあるもの。

② 障害支援区分認定調査結果や医師の診断書、大島分類等に基づき判断する。

- ③ IQ検査を受けていないもの等判断が困難な場合は、県通知 平成21年3月31日付け 障第1193号に基づき、児童相談所または知的障害者更生相談所に判定依頼する。

「大島の分類」を参考にする。

※その他の判断の要素として、障害支援区分の認定に必要な医師意見書において、本人の状態（特に身体）について詳細に記載してもらうなどし、判断の参考とすること。

○参考：大島の分類とは

東京都立府中療育センター元院長大島一良氏が発表した重症心身障害児の区分。分類表の1～4までを重症心身障害児として定義している。

					80	知能 (IQ)	
	21	22	23	24	25	境界	
	20	13	14	15	16	70	軽度
	19	12	7	8	9	50	中度
	18	11	6	3	4	35	重度
	17	10	5	2	1	20	最重度
運動機能	走れる	歩ける	歩行障害	坐れる	寝たきり		

（判定依頼書様式）

福発 第 号  
年 月 日

県庄内児童相談所長 様  
県知的障害者更生相談所庄内支所長

鶴岡市福祉事務所長

**判 定 依 頼 書**

障害福祉サービスの支給要否決定を行うにあたり必要ですので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項の規定に基づき判定を依頼します。

市町村名	鶴岡市	氏名											
住所		保護者名											
判定依頼事項	・重症心身障害児（者）の認定について  <table border="1"> <tr> <td>身体障害者手帳</td> <td>交付年月日</td> <td>番号</td> <td>障害名</td> <td>等級</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			身体障害者手帳	交付年月日	番号	障害名	等級					
身体障害者手帳	交付年月日	番号	障害名	等級									
添付資料	・同意書 ・その他（医師意見書 他）												

※市町村が求めた医師の診断書その他参考となる書類を添付するものとする。

（判定依頼書様式 同意書）

## 同 意 書

障害福祉サービスを利用するにあたり、支給要否決定等のために、重症心身障害児（者）の認定についてを行うにあたり（山形県福祉相談センター、山形県庄内児童相談所又は山形県知的障がい者更生相談所庄内支所）で判定を受けることと、その結果を鶴岡市長に提供することに同意します。

年 月 日

山形県福祉相談センター所長  
山形県庄内児童相談所長 殿  
山形県知的障がい者更生相談所庄内支所長

（記入者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 児童との関係 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 第4章 サービスの内容、対象者像、支給要件等

### （1）障害福祉サービス内容・対象者像・支給要件等 介護給付（訪問系）

サービス名	サービス内容	内容その他対象	区分	対象者（その他条件等）	支給期間
居宅介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。	区分1以上 障害児はこれに相当する状態	1以上	通院等介助 (身体介護を伴わない場合) 通院等乗降介助	1年
		通院等介助(身体介護を伴う場合)	2以上	認定調査項目の歩行、移乗、移動、排尿、排便のいずれか要支援 <b>※取扱事務要領等17ページ</b>	
重度訪問介護	常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。	重度の肢体不自由者の居宅介護及び移動介護等	4以上	二肢以上に麻痺 認定調査項目の歩行、移乗、排尿、排便のいずれも「支援が不要」以外	1年
		常時介護が必要で、行動上著しい困難がある知的障害者・精神障害者	4以上	行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上 <b>※取扱事務要領等31ページ</b>	

介護給付（訪問系）

サービス名	サービス内容	内容その他対象	区分	対象者（その他条件等）	支給期間
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等		同行援護アセスメント票の移動障害の欄1点以上かつ、移動障害以外の欄1点以上 <b>※取扱事務要領等 30 ページ</b>	1年
		同行援護サービス費の加算対象者	3以上	① 100分の20 ② 100分の40 ③ 100分の25（盲ろう者）	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険回避のための支援、外出支援等を行う。	知的障害、精神障害により外出時の移動介護等	3以上	行動関連項目12項目の合計点数が10点以上 <b>※取扱事務要領等 31 ページ</b>	1年

介護給付（訪問系以外）

サービス名	サービス内容	内容その他対象	区分	対象者（その他条件等）	支給期間
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。	病院にて主として昼間の療養管理等	6以上	筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開伴う人工呼吸	3年
			5以上	筋ジストロフィー患者重症心身障害者	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供。	施設において主として昼間の介護	3以上	障害者支援施設に入所する場合は4以上 区分が低い場合計画相談と市町村判断	3年
			2以上	50歳以上は区分2以上（施設入所する場合は3以上）	

鶴岡市障害者（児）の障害福祉サービス等に関する支給ガイドライン

サービス名	サービス内容	内容その他対象	区分	対象者（その他条件等）	支給期間
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	<福祉型> 区分1以上 障害児はこれに相当する状態	1以上	<医療型> 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者 等	1年
重度障害者等 包括支援	重度の障害者等に対し、すべてのサービスを包括的に提供。	四肢の麻痺及び、 寝たきりの状態にある者 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 最重度知的障害者（療育A） 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者	6以上	意思疎通困難また四肢すべてに麻痺があり、気管切開・Ⅰ類・Ⅱ類  行動関連項目（※取扱事務要領等31ページ）の点数が10点以上のものⅢ類	1年



介護給付（居住系）

サービス名	サービス内容	内容その他対象	区分	対象者（その他条件等）	支給期間
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	生活介護を受けていて区分4以上（50歳以上の者あつては区分3以上）の者  ※訓練等給付（自立訓練等）の場合は、訓練等給付の有効期間に合わせる。	4以上	自立訓練または就労移行支援を受けている者で、入所させて訓練を実施するのが効果的、または通所が困難な者 就労Bまたは、区分が満たない場合は、計画相談と市が必要と判断した者 区分に関係なく法施行前からの利用者（新規入所者以外の者含む）は、計画相談を付け、利用認める。	3年 ※訓練等給付（自立訓練等）の場合は、訓練等給付の有効期間に合わせる。

訓練等給付（居住系）

サービス名	サービス内容	内容その他対象	対象者（その他条件等）	支給期間
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	身体障害者にあつては、65歳未満の者又は、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスやこれに準ずるものを利用したことがある者	入浴、排せつ、食事の介護等ケアが必要な場合は、区分が必要である。 ※支給期間 訓練等給付の有効期間に合わせる。 体験利用を行う場合は、1年（報酬告示により年50日以内の利用制限） 地域移行支援型ホームは、2年（指定運営基準に規定）	原則3年
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用した者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。	定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、人間関係、生活環境、契約手続等について確認を行い、必要な助言	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等	1年

訓練等給付（通所系）

サービス名	サービス内容	内容その他対象	対象者（その他条件等）	暫定支給	支給期間	標準利用期間
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	身体障害者 通所または訪問により理学療法、作業療法	①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者	有	1年	1年6ヶ月
自立訓練 (生活訓練)	通所、あるいは訪問によって入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。	知的障害者または精神障害者 通所または訪問により生活訓練を行う	①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等	有	1年	2年 長期入院等3年
宿泊型 自立訓練	居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言その他の必要な支援。	一定期間居住の場を提供、夜間生活訓練	知的障害者または精神障害者	有	1年	2年 長期入院等3年

訓練等給付（就労系）

サービス名	サービス内容	内容その他対象	対象者（その他条件等）	暫定支給	支給期間	標準利用期間
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者への訓練、支援	65歳未満で就労を希望する者、又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスにかかる支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日に就労移行支援に係る支給決定を受けていた者）	有	1年	2年 養成課程 3.5年
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	通常の事業所に雇用されることが困難なものを雇用契約に基づき訓練、支援	65歳未満で就労を希望する者、又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスにかかる支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日に就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者） 雇用契約を締結しない利用者も可能な場合がある。 ※取扱事務要領等25ページ参照	有	3年	
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の	就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定の年齢	①就労経験がある者で、一般企業に雇用されることが困難な者	なし	3年 50歳未満は 1年	

サービス名	サービス内容	内容その他対象	対象者（その他条件等）	暫定支給	支給期間	標準利用期間
	向上のために必要な訓練を行う。	に達しているものなどであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者	②就労移行支援事業等を利用しB型が適当と判断された者  ③ ①②に該当しない者で50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者			
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。	なし	1年	3年 ただし、就職日から3年6ヶ月まで。 （経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。） ※3年経過後の更新不可

地域相談支援

サービス名	サービス内容	内容その他対象	対象者（その他条件等）	暫定支給	支給期間	標準利用期間
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。		障害者支援施設等に入所している障害者 精神科病院に入院している精神障害者 （1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める者）		6か月	1年
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅において単身で生活する障害者</li> <li>・居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者</li> </ul> ※共同生活援助等の利用者（福祉ホーム利用者を含む。）は対象としない		1年	

障害児通所支援

サービス名	サービス内容	内容その他対象	対象者（その他条件等）	支給期間
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児	①乳幼児健診で必要と認められた児童 ②保育園幼稚園などに通園し専門的な訓練、療育を受ける必要がある児童	1年
放課後等 デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	授業終了後、学校休業日等施設で動作指導、集団生活の適応訓練	学校教育法第1条に規定している学校に就学している支援が必要な障害児（20歳まで認められる場合あり）	1年
保育所等 訪問支援	障害児以外の児童との集団生活へ適応のため専門的な支援その他の必要な支援を行う。（保育所・幼稚園・小学校・支援学校等） ※市町村が認めた施設とする。	保育所その他児童が集団生活を営む施設として厚労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的支援が必要と認められた障害児	対象施設であるか否の認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設種別ごとに包括的に認める場合と施設を個々にその都度認められる場合の両方が考えられる。（則第1条の23）	1年
医療型 児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。		肢体不自由があり理学療法の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児	1年

## 第5章 他法との調整

### 1. 介護保険以外の給付との調整

- ① 労務災害などが考えられ、居宅において、ヘルパー事業者や個人等から介護を受けた場合の費用が助成されるものがあり、調整を要するものは、居宅介護、重度訪問介護及び同行援護が主となる。
- ② 他の給付を受けることができる場合は、他の給付を優先する。
- ③ 障害固有のニーズに基づく支援が必要な場合で、他給付で不足する量の介護給付費等を支給することとする。

### 2. 介護保険の給付との調整（介護保険適用者に係る支給決定の方針）

#### （1）介護保険優先の原則

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、16の特定疾病が生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先される。

したがって、介護保険のサービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的に障害福祉サービスを支給することはできない。

ただし、介護保険の支給限度基準の制約から、障害に起因するための必要な支援が受けられない場合に限り、障害福祉サービスを支給することができる。

#### （2）居宅介護等と介護保険制度の訪問介護との適用関係における基本的な取扱い

##### ① 基本的な考え方

介護保険制度の対象となる65歳以上の者及び特定疾病（16疾病）による40歳以上65歳未満の者については、原則として介護保険制度での訪問介護を利用することになるので、介護保険のサービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的に障害施策の居宅介護等を支給することはできない。

サービス名	新規申請日時点の年齢区分	
	40歳～64歳（16疾病）	65歳以上
居宅介護・重度訪問介護・生活介護 （通所）重度障害者等包括支援 短期入所・自立訓練（機能訓練）	×	×
	（介護保険優先）	（介護保険優先）
療養介護、生活介護（入所） 施設入所支援、共同生活援助	○	×
	（65歳到達後の継続も 可）	（介護保険優先）



②具体的な運用

介護保険の訪問介護等のサービスを支給限度まで受けても、なお障害固有のニーズに基づく特に必要と認められる支援が不足する場合で、福祉事務所長が必要と認め、以下の要件に該当する場合は、障害福祉サービスを支給決定できる。

(ア) 介護保険適用除外施設（下記）に入所している場合

＜介護保険適用除外施設＞

A 障害者支援施設（日中活動が生活介護に限る） B のぞみの園 C 療養介護等

(イ) サービスの内容や機能から、介護保険サービスに同様のものがないと認められる場合

(ウ) 障害福祉サービスにおいて適当と認められる支給量が、介護保険サービスのみで確保することができない場合

【運用基準】

類型	種別	要件	対象サービス
身体障害	全身性障害	以下のいずれにも該当 ①上肢2級以上かつ下肢2級以上又は体幹障害2級以上で総合等級1級または、脳原性による上肢機能2級以上かつ移動機能2級以上で、総合等級1級など全身性の機能障害がある方 ②要介護度4以上であり、支給単位数を限度額まで利用しているもの	身体介護、家事援助、通院等介助（身体介護を伴う）又は重度訪問介護（居宅内介護）
	内部機能障害	①と②のいずれにも該当又は②と③いずれにも該当 ①身体障害者手帳において、内部障害の等級が1、2級又はこれに準ずるもの ②介護保険の支給単位数を限度額まで利用しているもの（要介護度は問わない） ③人工透析等のため定期的な通院の必要があること	通院等の支援の観点から、基本的に通院等介助（身体介護なし）又は通院等乗降介助※ もしくは、家事援助 最大20時間／月を限度とする。
	視覚機能・聴覚機能障害	①身体障害者手帳において、視覚又は聴覚障害の等級が1、2級又はこれに準ずるもの ②それまでに支援の必要性がなかった理由（生活状況等）と支援要の経緯等	コミュニケーション支援の観点から、基本的に家事援助 もしくは、通院等介助（身体介護なし） 又は通院等乗降介助※

類型	種別	要件	対象サービス
			最大20時間／月を限度とする。
知的障害	A等	①療育手帳の程度が、A判定又はこれに準ずるもので行動障害等が著しいもの ②それまでに支援の必要性がなかった理由（生活状況等）と支援要の経緯等 ③障害の進行は、加齢によるものではなく、介護保険の認定調査項目に反映されないものであること。	基本的に家事援助もしくは、通院等乗降介助※  最大20時間／月を限度とする。
精神障害	1級等	①精神障害者保健福祉手帳の等級が1級又はこれに準ずるもので行動障害等が著しいもの ②それまでに支援の必要性がなかった理由（生活状況等）と支援要の経緯等 ③障害の進行は、加齢によるものではなく、介護保険の認定調査項目に反映されないものであること。	基本的に家事援助もしくは、通院等乗降介助※  最大20時間／月を限度とする。
難病患者等	難病等	要介護度4以上であり、支給単位数を限度額まで利用しているもの	身体介護、家事援助、通院等介助（身体介護を伴う）又は重度訪問介護（居宅内介護）

※ 通院等乗降介助は、支援が必要な支給回数を決定する。

#### 【支給量の考え方】

障害支援区分の標準支給量に基づいた利用時間※…A

介護保険の利用時間…B

$A - B =$  居宅介護又は重度訪問介護の支給決定時間

※標準支給量の考え方については、通常の障害福祉サービスの支給量の考え方と同様とする。

#### （3）経過措置

介護保険の適用以前から障害者施策のサービス提供を受けていた者については、介護保険の支給限度の制約から介護保険サービスのみでは、障害固有のニーズに基づく特に必要と認められる支援が受けられない場合に限って、社会生活の継続

性を確保する観点から、介護保険では対応できない部分について、経過措置として、(2)②の具体的な運用に基づいて障害者施策から必要なサービスを提供できるものとする。

(4) サービス間の介護保険優先順位

介護保険を優先し、差分のみ支給可能なサービスを複数利用している者は、居宅介護を優先して介護保険へ移行するように調整する。

【例】

身体介護（20時間／月）及び生活介護（暦の日数－8日／月）を利用している者  
 ⇒身体介護20時間分をまず介護保険で適用し、残りの単位数で介護保険の通所介護等を利用可能な日数を算出  
 ⇒例えば、介護保険の訪問介護・身体介護20時間及び通所介護4日／月の利用が可能な場合は、継続して支給するのは、生活介護（19日／月）（1月31日だった場合）となる。

(5) その他

(ア)共同生活援助を利用している65歳以上の者が施設入所支援の利用へ変更する場合

- 65歳の到達後における居住サービスの変更は、以下のとおりとする。
  - 基本的には地域移行、自立への転換等は可能とし、施設入所支援への変更は、介護保険のサービスを優先する。

変更前のサービス	変更後のサービス		
	施設入所支援	グループホーム	宿泊型自立訓練
施設入所支援		○	○
グループホーム	×		○
宿泊型自立訓練	×	×	

(イ)介護保険適用される者が生活介護を利用する場合

原則として生活介護の利用はできない。（介護保険の通所介護を利用すべき）  
 生活介護のサービス内容が、障害固有のサービスを提供している等介護保険にはないサービスが提供される場合は、利用が可能であり、この場合は介護保険にはないサービスが提供される状況がわかる書類（個別支援計画等）を添付し、支給決定時に勘案すること。

(6) 要介護認定の申請勧奨

- ① 介護保険を優先すべき年齢の者については、この基準の取扱いにより介護給付費のみを支給又は介護保険に上乗せして介護給付費を支給した場合であっても、継続して、介護保険を優先して適用するための確認（要介護認定等）を要する。

- ② 更新申請に伴う勧奨は、障害支援区分の認定有効期間を更新する年度に実施する。
- ③ 変更申請又は更新申請時に支給量の増量希望がある場合は、要介護認定申請の結果を踏まえてから申請を受付することを原則とする。※ ただし、要介護5の者を除く。

### 3. 障害固有のサービス

（対象となる障害サービス名）

同行援護・行動援護・自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練・就労移行支援  
就労継続支援A型・B型

- ① 基本的には介護保険を優先するものではない。
- ② 日中活動の場を確保すること等を目的とする場合は支給しない。
- ③ 就労系サービスは、事業の主旨、年齢、他制度（年金）等を考慮し、申請日時点で64歳以下の者を対象とする。
- ④ 64歳以前からの利用者で65歳以上の者については、更新利用が可能である。この場合の支給決定期間は1年単位とし、更新にあたっては、他の事業の利用の可能性を検討し、更新の可否を判定する。

#### 留意事項

就労継続支援B型のサービスは、継続的な就労に結びつけるため、生活リズムの形成等の訓練も含まれるが、高齢障害者の「居場所」等を提供するサービスではないと考えられることから、新規の利用申請の対象者を原則として64歳以下とする。

サービス名	新規申請日時点の年齢区分	
	40歳～64歳（16疾病）	65歳以上
同行援護、行動援護	○（通院等を除く）	○（通院等を除く）
就労移行支援	○（64歳まで）	×
就労継続支援A型B型	○（65歳到達後も継続可）	×
自立訓練（生活訓練）	○	○
宿泊型自立訓練	○	○

- ※ 同行援護及び行動援護を希望するものであって、通院等に係る支援を要するものは、介護保険を優先して適用するものであること。
- ※ 就労移行支援の利用者で65歳到達後は就労の見込がある場合等は、利用継続を検討すること。

## 4. 生活保護の介護扶助費との関連性について

### 1. 介護給付費等と介護扶助費の概要

(1) 生活保護法の他法優先の原則が適用され、生活保護受給者で40歳～64歳の介護保険2号被保険者は、医療保険に加入していない場合、障害福祉サービスが優先される。ただし、障害福祉サービスで提供できないサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）については、生活保護ケースワーカーの判断により、生活保護の介護扶助を利用することも可能である。

- ① 介護給付費等と介護扶助費を併給する場合の関係（重度障害者以外）  
介護給付費等と介護扶助費を併給する場合、介護扶助費の支給について、国の通知により、以下の方針によることが示されている。  
合算の対象とする介護給付費等は居宅介護・重度訪問介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）の4つで、各サービスに相当するものが介護保険にあるもの。

(2) 生活保護受給者で65歳以上の介護保険1号被保険者は、介護保険が適用され、1割負担分に対し介護扶助費が支給される。

A＝要介護度の区分支給限度基準額

B＝介護給付費等の単位数＋訪問入浴に係る基準単位数（国通知に記載）

介護扶助費の支給範囲＝A－B

※計算式の主旨は、介護給付費等と介護扶助費の和が限度額を超えないようにする。

（介護保険給付のみの者との整合性の確保するためであり、したがって、要介護認定を受け、区分による支給限度基準額を確定する必要がある。）

- 重度障害者であって、必要と認められる支援の量が限度額を超えるときは、介護扶助費のみで区分支給限度基準額の範囲内の支給が可能である。

## 第6章 介護給付費等における併給関係

### 1. 併給関係の具体的な取扱い

同時に支給決定できるサービスの組み合わせ（併給関係）

個々の障害者等のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者等の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

したがって、支給決定日数の合計が原則の日数を超えない支給決定とする。

サービス名	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	施設入所支援	共同生活援助	自立訓練(機能)	自立訓練(生活)	宿泊型自立訓練	就労移行・定着	就労A型	就労B型	地域移行	地域定着	訪問入浴	移動支援
居宅介護	△	○	○	×	○	○	×	△	○	○	×	○	○	○	○	×	○	△	○
重度訪問	△	×	×	×	○	○	×	△	○	○	×	○	○	○	○	×	○	△	×
同行援護	○	×	×	×	○	○	×	△	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×
行動援護	○	×	×	×	○	○	×	△	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×
療養介護	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
生活介護	○	○	○	○	×	○	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△	○	△	○
短期入所	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
施設入所	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	△	△	△	△	○	×	×	×
GH	△	△	△	△	×	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	△
自立(機能)	○	○	○	○	×	△	○	○	○	△	○	△	△	○	△	○	△	○	○
自立(生活)	○	○	○	○	×	△	○	○	○	△	○	△	△	○	△	○	△	○	○
宿泊型自立	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
就労移行・定着	○	○	○	○	×	△	○	△	○	△	△	○	×	×	×	△	○	○	○
就継A型	○	○	○	○	×	△	○	△	○	△	△	○	×	×	×	△	○	○	○
就続B型	○	○	○	○	×	△	○	△	○	○	○	○	×	×	×	△	○	○	○
地域移行	×	×	×	×	○	△	×	○	×	△	△	×	△	△	△	×	×	×	×
地域定着	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○
訪問入浴	△	△	○	○	×	△	○	×	×	△	△	×	○	○	○	×	○	○	○
移動支援	○	○	×	×	×	○	○	×	△	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○

## 2. 併給関係に係るQ&A（取扱要領以外）

Q 居宅介護と重度訪問介護との併給は可能か？

A 重度訪問介護は、居宅介護でも提供される身体介護、家事援助等とともに、見守り等の支援を継続的かつ断続的に提供するものであり、同一事業所がこれに加えて居宅介護を算定することはできない。（障害者自立支援法 Q&A）

ただし、重度訪問介護を提供している事業所がサービスを提供できない時間帯があるなどの場合、他の事業所が居宅介護のサービスを提供することは可能である。

施設入所者が一時帰宅した場合のサービス利用について

Q 施設報酬の日額化に伴い、入所者が一定期間以上にわたって一時帰宅する場合には報酬が算定されないこととなるため、この期間中に帰宅先で居宅介護を利用することはできるか。また、一時帰宅中に帰宅先で日中活動サービスを利用することは差し支えないか。

A 施設入所者が一時帰宅する場合、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービス及び日中活動サービス（旧体系の施設入所者に限る。）について支給決定を行うことは可能である。

なお、新体系の施設入所者に係る日中活動サービスについては、既に、施設入所支援とは別途の日中活動サービスに係る支給決定を受けていることから、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に利用することは可能である。

施設入所者、グループホーム入居者が一時帰宅した場合の短期入所の利用について

Q 施設入所者又はグループホーム入居者が一時帰宅した場合、帰宅先で短期入所を利用することはできるか。

A 施設入所者又はグループホーム入居者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設又はグループホームに戻って必要な支援を受けることが想定される。ただし、一時帰宅中の施設入所支援等の報酬が算定されない期間においては、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、帰宅先と入所施設又はグループホームとが遠隔地であるため直ちに入所施設又はグループホームに戻ることも困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、支給決定を行うことは可能である。

※ 併用した場合は、同日でグループホームと短期入所、あるいは、日中活動サービス重複して請求することはできなため、事業所間での請求調整を行うこと。

※ その他の解釈などは、基本的事項として取扱事務要領等を参照すること。



## 第7章 標準利用期間の取扱い

### 1. 標準利用期間の取扱い

- ① 訓練等給付費の対象サービスの一部は、その支援を効果的に提供することを目的とし、みだりに長期化ないように標準的な利用期間が設定されているため、標準利用期間を超えた支給決定は、審査会の意見を聴取し、事業所等の計画案を勘案して支給決定を行うことを原則とする。
- ② 標準利用期間内の支給決定期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、サービスごとに定められた標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。
- ③ なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回）。ただし、就労定着支援については、3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。（取扱事務要領等に基づく）

#### （1）標準利用期間が設定されているサービス及びその期間

##### ①基本的な期間

サービス名	期間	サービス名	期間
自立訓練（機能訓練）	1年6ヶ月	宿泊型自立訓練	2年
自立訓練（生活訓練）	2年	就労移行支援	2年（※1）
就労定着支援	3年（※2）	自立生活援助	1年
地域移行支援	1年		

※1 就労移行支援（養成施設）にあつては、養成課程に応じ、3年又は5年となる。

※2 標準利用期間を超えて更新することはできない。

##### ②自立訓練（機能訓練）の例外

(ア) 頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、標準利用期間を3年とする。

(イ) 「これに類する状態」は、本市の取扱いにより、重度訪問介護の対象者要件を満たす者とする。

##### ③自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練の例外

(ア) 取扱事務要領等において、長期入院又は入所をしていた者に係る期間は、3

年とされている。

(イ)報酬算定に係る留意事項通知において、長期の考え方は、1年間以上にわたり入院をしていた又は入退院を繰り返していた者で集中的な支援を特に要する者が対象であるため、以下のいずれにも該当する者を対象とする。

1. 申請後に速やかに退院等を行う予定であること。※退院又は退所から一定期間経過している者は除く。
2. 当該退院等に係る入院等の期間が1年以上である又は退院等の日から1年前までの範囲において入院等を行った回数が2回以上あること。

(2) 標準利用期間を超えて利用する場合

- ① 非定型ケースとして取扱い、審査会の意見を確認する。
- ② 既に一般就労している、あるいは、就労継続支援を利用している方で短時間就労等の理由により、上記のサービスを利用している場合は標準利用期間を超える更新はできないものとする。
- ③ 更新理由が「日中に通所する場所が必要」、「利用者相互のかかわりが必要」といった日中活動サービス全般に共通するような理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない以下のような固有の理由が必要である。

機能訓練	リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること。地域在宅生活に向けて具体的や調整や支援が必要である。そのための目標設定と達成度合い。
生活訓練 (宿泊型含む)	地域、在宅生活に向けて具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること、もしくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
就労移行支援	更新時点で一般就労への具体的な見通しがあること。(採用が内定している、職場実習中である、今後具体的な職場実習の予定がある等)

留意事項

※ 自立訓練と就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定の取扱い

自立訓練及び就労移行支援の利用については、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、例えば、障害者が自立訓練の利用を経て地域生活に移行した後、生活環境や障害の状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定が可能な仕組みとしている。

平成23年3月22日 主管課長会議資料 33ページより

(3) 利用期間の延長が必要だと認められる判断基準

- ① 利用者が当該サービスの利用延長を希望しているか

- ② これまでの支援内容が適切なものと認められるか
    - ・ 支援の内容、頻度等が適切なものであったか
    - ・ 利用者のステップアップが認められるか
    - ・ 段階に応じた支援計画の見直し又は定期的な見直しが行われているか。
    - ・ 関係機関や企業等との連携が認められるか
  
  - ③ 支援計画通りに支援を進められなかった（標準利用期間内に支援が完了しなかった）やむを得ない理由があるか
    - ・ 利用者の傷病等により支援が中断した場合
    - ・ 実習等受入れ先企業等とのトラブルにより支援が中断した場合
    - ・ 家庭の事情等により一時的に支援が中断した場合
    - ・ 一般就労へ向けてより高度な知識・技能の習得が必要となった場合
  
  - ④ 今後の個別支援計画について、利用者本人の希望や意欲等を勘案し、目標の達成が可能な支援内容となっているか。
    - ・ 利用期間延長により、就労又は地域での自立生活ができる見込まれるか。
  
  - ⑤ 延長が必要な期間が適切に設定されているか。
    - ・ 支援内容とスケジュールに整合性が認められるか。
- (4) 利用期間延長に必要な書類
- ① 障害福祉サービス等支給申請書
  - ② 別添様式1に掲げる資料
  - ③ 個別支援計画及びアセスメント票の写し（各事業所で作成しているもの）
  - ④ サービス担当者会議録
  - ⑤ 利用期間を延長した場合の個別支援計画案について作成し提出すること。
- (5) 転入者が継続してサービスを利用する場合の取扱い
- 転入前の市町村への情報提供依頼を行い、転入までの利用期間を確認し、標準利用期間から当該利用期間を控除した期間で支給決定を行う。
- (6) サービス利用を中断した者が利用を再開する場合の取扱い
- 転入者同様、前回の利用に係る期間を含めて、標準利用期間内の支給決定とする。
- (7) 訓練の効果により一般就労した者等がリトライする場合
- 自立訓練、就労移行支援等の利用により、自立生活、一般就労等を達成したもの

の、心身状況の変化、就労への適用等の問題により、離職等をする場合が想定される。当該ケースに該当する者が再度のサービス利用を希望したときの原則的な取扱いは、転入者同様、前回の利用に係る期間を含めて、標準利用期間内の支給決定とする。

前回の利用で既に標準利用期間を満了している場合は、以下の点が確認できる場合に限り、標準利用期間を新たに設定する。

- ① 前回の利用時における詳細なアセスメント、訓練課題、支援計画等
- ② 就労等の継続が困難であった理由、課題等
- ③ ①及び②を踏まえた明確なサービス利用の必要性、訓練課題、支援計画等

様式1

訓練等給付及び地域移行支援受給者の  
継続利用にあたって必要となる資料の確認シート

※本票は受給者ごとに作成願います。

利用者氏名		受給者証番号	
利用者住所		連絡先電話等	

事業者名		担当者氏名		電話番号	
------	--	-------	--	------	--

提出物（□にレ点してください。）

標準利用期間を 超えてサービスの 継続利用を希望 する場合 (地域移行支援は 給付決定期間)	<input type="checkbox"/> 理由書（様式2） <input type="checkbox"/> 個別支援計画 <input type="checkbox"/> 個別支援計画のモニタリング票 <input type="checkbox"/> サービス等利用計画（基本的情報の記録を含む） <input type="checkbox"/> サービス担当者会議の記録 <input type="checkbox"/> 利用期間延長にかかる個別支援計画（案）
上記以外の サービスの継続 利用の場合	<input type="checkbox"/> 個別支援計画 <input type="checkbox"/> 個別支援計画のモニタリング票 ※個別支援計画に基づく支援実績やサービス管理責任者による評価がわかるもの

様式2

訓練等給付（標準利用期間経過後の更新）又は  
地域移行支援（給付決定期間経過後の更新）に係る理由書

事業所	事業所名			電話番号				
	記入者	職			氏名			
対象者	氏名				受給者番号			
	住所				電話番号			
	支援区分	区分	利用サービス					
	生年月日	年 月 日		年齢	歳	性別	男・女	
訓練等給付に係る標準利用期間経過後の更なる更新が必要と認める事業所の理由 (地域移行支援においては給付決定期間後)								
利用者及び家族等の更新に対する意向								

上記について、事業者又は事業所として確認し、別添資料を添付の上、この理由書を提出します。

年 月 日

鶴岡市長あて

事業者又は事業所  
所在地  
名称  
代表者氏名 ⑩  
(代表者印又は事業所印で押印願います)

# 記入例

## 様式 2

### 訓練等給付（標準利用期間経過後の更新）又は 地域移行支援（給付決定期間経過後の更新）に係る理由書

事業所	事業所名	就労系サービス事業所 ワーカーマン		電話番号	12-3456-7890		
	記入者	職	サービス管理責任者	氏名	鶴岡太郎		
対象者	氏名	鶴ヶ丘 鶴子		受給者番号	087654321		
	住所	鶴岡市馬場町9番26号		電話番号			
	支援区分	区分	利用サービス				
	生年月日	S40年11月11日		年齢	51歳	性別	女
訓練等給付に係る標準利用期間経過後の更新が必要と認める事業所の理由（地域移行支援においては給付決定期間後）	<p>サービス開始当初は、通所することがなかなかできなかったが、通所の困難さについて本人からアセスメントし、検討や対応方法など、本人を含めてサービス事業所及び家族で話し合いを行い、その内容に沿って、事業所内での支援及び家庭内での支援を明確化させた。</p> <p>現在は、徐々にではあるが、通所することができるようになっており、最近は、指定日に必ず通所することができるようになった。</p> <p>あわせて、就労のための支援として、事業所内での作業等にも積極的に参加することができるようになった。</p> <p>一つひとつの作業を言葉・絵・ジェスチャー等を織り込みながら、本人が一番理解し易いものを見つけ、この方法以外にも一般生活で必要となる理解力の醸成に努め、少しずつ、理解し始めているところである。</p> <p>現在は、上記の段階までの支援であったが、この対象者は、支援力の強化により潜在的な能力があると見込んでおり、今後は職業訓練として実習や対人コミュニケーション力を付けさせることにより、就労が実現できるものと考えている。</p> <p>このため、企業実習に当たっては、障害者に理解のある企業やハローワークとの連携を密にするとともに、当事業所内のスタッフ一体となった計画及び支援により本人に対する実習等の課題への対処を行い、就労へ結び付けたいと考えている。</p> <p>併せて、社会人としての日常生活の確立に向けて、家族への生活上の支援を計画上に位置付け、定期的（3ヶ月毎）な連絡体制により、社会生活及び日常生活の課題を克服させたいと考えている。</p> <p>以上の内容から、今後1年をかけて実践できる対象者であると考え、更新の必要性を切に希望するものである。</p>						
利用者及び家族等の更新に対する意向	<p>就労に向けて本人も努力し家族の協力体制も整っているところである。母親は定期的に施設を訪問し、支援計画の実施状況や課題について理解しており、家庭においても社会性の定着のための協力を得ているところである。</p> <p>本人、家族ともに就労への意欲が高まっており、今回の継続について切に希望しているところである。</p>						

上記について、事業者又は事業所として確認し、別添資料を添付の上、この理由書を提出  
 します。 年 月 日

鶴岡市福祉事務所長

事業者又は事業所所在地  
 名称 就労系サービス事業所 ワーカーマン  
 代表者氏名 華族 独一人 (印)  
 (代表者印又は事業所印で押印願います)

## 第8章 暫定支給決定期間の取扱い

### 1. 暫定支給決定の取扱い（児含む）

#### （1）暫定支給決定の対象

- ① 自立訓練（機能・生活・宿泊型）、就労移行支援事業、就労継続支援A型
- ② 就労継続支援A型は、非雇用型であっても暫定支給決定の対象とする。
- ③ 就労継続支援B型、基準該当自立訓練（機能・生活）の利用者は暫定支給の対象としない。
- ④ 暫定支給決定の要否については、利用者及びサービスごとに実施する。  
（例えば、暫定支給決定を経て「就労移行支援」を利用し、その後「就労継続支援A型」を利用する場合は、就労継続支援A型の暫定支給決定を行う。）

#### （2）例外的な取扱い

暫定支給決定におけるアセスメントと同等のアセスメントが行われている場合の特例

- ① 就労移行支援（養成施設）を利用する場合  
就労移行支援（養成施設）の利用者については、施設において、あらかじめ選考試験等により対象者が選考されるため、暫定支給決定を行わない。
- ② 就労継続支援A型事業者においてアセスメントを実施する場合  
特例的に省略するため、暫定支給決定が不要と判断するに足る能力評価等の資料が必要であり、その確認ができない場合は、暫定支給決定を行う。  
【必要な書類等】  
(ア)個別支援計画書  
(イ)就労のアセスメントに係る資料  
（厚生労働省が定める「就労移行支援事業による就労アセスメント実施マニュアル等の視点や様式等を参照）  
(ウ)選考評価に係る資料等
- ③ その他暫定支給決定を省略する場合  
サービスの利用を中断し、再度、同じサービスを利用する場合の支給決定においては、暫定支給決定を省略する。  
転入者であって、転入前の市町村で暫定支給決定を経たうえでサービスを利用している場合、当該サービスを本市で継続する際の暫定支給決定は省略する。



改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるとき

- ① 暫定支給決定される期間である2か月以内に、就労移行支援事業所が行う就労アセスメントと同等のアセスメントが行われていること。（1週間程度の就労アセスメントではないこと）
- ② 就労移行支援事業所が行うアセスメントは、厚生労働省から発出されたマニュアルに基づいて実施したものであること。  
（就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル（平成27年4月22日））

参照通知

就労移行支援及び就労継続支援（A・B型）における適切なサービス提供の推進について  
（障障発0330第1号平成28年3月30日厚生労働省通知）

### （3）暫定支給決定期間の設定

#### ① 基本的な取扱い

（ア）暫定支給決定期間は、2ヶ月以内の範囲で市が個別のケースに応じて設定し、本支給決定期間に暫定支給決定期間を含めて決定する。

### （4）暫定支給決定期間における評価結果報告及び対応

#### ① 報告の方法等

（ア）暫定支給決定期間満了日の約14日前を目安として、事業者からモニタリングの結果報告をしてもらう。

（イ）利用者の利用開始が遅れた場合等は、当該利用契約期間を確認し、その期間開始日から2ヶ月を目処として提出を勧奨する等の柔軟な対応を行う。

（ウ）評価結果報告は、利用開始時のアセスメント、個別支援計画及び暫定支給決定期間中の支援実績を確認できる書類とする。

#### ② 結果報告を踏まえた対応

（ア）評価結果報告で「継続不可」となっているときは、利用者、家族、事業者等とサービス利用調整に係る協議を実施する。

（イ）評価結果報告で「継続可能」となっている場合でも、利用日数が極端に少ない場合等は実績を確認し、改善の見込みがないと認められるときは、市内部において、利用調整に係る協議を実施する。

### （5）本支給決定の取扱い

本市は、本支給決定期間に暫定支給決定期間を含めて決定しているため、支給の廃止を行わない限り、改めて本支給決定に係る手続きを行わない。

ただし、暫定支給決定期間の評価結果報告（モニタリングの報告）は必須である。

## 第9章 就労継続支援にかかる支給決定の更新

### 1. 就労継続支援にかかる更新の取り扱い

取扱事務要領等によれば就労継続支援にかかる支給決定の更新に当たっては以下のとおりとされている。

就労継続支援A型、B型ともに「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」とされていることから、更新の段階で協議会や障害者雇用支援合同会議等において、それまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討し、更新の可否を判定する。（取扱事務要領94～95ページ）

#### ① 本市の取り扱い

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であると判断できる場合については、障害者地域自立支援協議会（以下「協議会等」という。）においての更新の可否判定は行わず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第12条に規定する事項、障害福祉サービスの利用意向及びサービス等利用計画に基づくモニタリング、利用事業所の個別支援計画、モニタリング等を勘案して支給決定するものとする。

勘案事項整理にあたっては、第7章の様式1を利用するものとする。

ただし、協議会等の就労に関する部会において、就労系サービスのあり方、あるいは、一般就労や他事業の利用の可能性を検討する体制が構築された場合は、この限りではない。

### 2. 一般就労している障害者の日中活動系サービスの利用

#### ○障害福祉サービスに係る国Q&A（h19.12.19）

問8 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することができるか。

（答）

（ア）基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。

（イ）しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もおり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要がある場合も考えられることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えないこととする。

① 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合

② 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

（ウ）この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考え

られることから、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

(1) 一般就労している障害者の日中活動系サービスの利用に係る鶴岡市の取り扱い  
国のQ&Aを踏まえ、「市町村が認める場合」について、下記のとおり取り扱いを  
することとする。

① 利用できるサービス

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護

② 利用条件

一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合で、  
かつ、次の(ア)・(イ)の条件をすべて満たす場合日中活動サービスの支給を可  
能とする。なお、就労継続支援の対象者は、一般就労が困難な障害者であること  
から、就労継続支援のサービスを受給したい場合においては、一般就労の事業所  
を休業中であること。

(ア)A勤務先の勤務時間が「週20時間未満の場合」もしくは、

B「20時間以上30時間未満の場合で週4日以内の勤務日数の場合」

(イ)施設の利用時間が1回あたり3時間以上利用可能な場合

③ 利用日数

Aの場合：週5日まで利用が可能（月あたりは「月の日数－8日」）。

Bの場合：週あたり「5日から勤務日を控除した日数」の利用が可能（例：週3日  
勤務の場合は、週2日。月あたりでは週の回数×4、5週）

※A、Bも共に1回あたり施設の利用が3時間以上利用可能な場合のみ

④ 手続き

別紙「一般就労している者の日中活動サービス利用に係る協議書」を利用予定  
施設・事業所が作成し、利用者の障害福祉サービスの申請時に併せて福祉事務所  
長へ提出する。

⑤ 留意事項

(ア)就労系の施設・事業者において一般就労している利用者を受け入れる場合に  
おいては、一般就労のアフターフォローや余暇的な利用だけでなく、訓練目  
的をもって個別支援計画に基づく支援を実施すること。

(イ)就労移行支援・自立訓練等標準利用期間が設定されている事業については、  
一般就労をした利用者を受け入れることをもって、標準利用期間をこえる更  
新をすることはできないこと。

様式 3

一般就労している者の日中活動サービス利用にかかる協議書

年 月 日

鶴岡市福祉事務所長 様

(届出者)

所在地		電話番号	
事業所名		事業所番号	
事業種別		施設長・管理者	印

一般就労している次の者の日中活動サービス利用について下記のとおり協議します。

ふりがな				生年月日	年 月 日
対象者氏名					
住 所				電話番号	
障害福祉サービス受給者証	有(番号: ) ・ 無				
就 労 先 企 業 名				就 職 年月日	年 月 日
住 所				電話番号	
勤 務 日 と 日 中 活 動 サ ー ビ ス 利 用 予 定 日	曜日	勤務先の勤務時間 <sup>※1</sup>		施設(事業所)利用予定時間 <sup>※2</sup>	
	月	: ~ :	h	: ~ :	h
	火	: ~ :	h	: ~ :	h
	水	: ~ :	h	: ~ :	h
	木	: ~ :	h	: ~ :	h
	金	: ~ :	h	: ~ :	h
	土	: ~ :	h	: ~ :	h
	日	: ~ :	h	: ~ :	h
計	週 [ ] 日 [ ] 時間 <sup>※3</sup>		週 [ ] 日利用予定 <sup>※4</sup>		
勤務先企業等が当該日中活動サービス事業所の利用を承認しているか			<input type="checkbox"/> 承認を受けている <input type="checkbox"/> 承認を受けていない		
日中活動サービスの利用が必要な理由について(具体的に記載。スペースが足りない場合は別紙で可)					

- ※1 左欄は始業・終業時間を、右欄は休憩時間を除く勤務時間数を記載してください。  
 ※2 左欄はサービス利用開始・終了時間(予定)を、右欄は利用時間数を記載してください。  
 ※3 「週20時間未満の場合」(A)、もしくは「週4日以内の勤務日数で週20時間以上30時間未満」(B)の場合に限り、日中活動サービスの利用が可能です。  
 ※4 1回あたり3時間以上サービス利用される場合に限られます。また、3の(A)の場合は、週5日まで利用が可能です。(B)の場合は、「5日から勤務日を控除した日数」の利用が可能です。

## 第10章 支給決定及び支給量関係

### 1. 申請日と適用日の整理

#### ①新規申請の場合

(ア)申請日は、申請書を受理した日とする。

(イ)適用日は、申請日以降であって、サービスの利用を開始する日とする。ただし、サービスの利用を開始する日が翌月の場合は、翌月の初日とする。

#### 留意事項

1. 適用日は、利用者と事業所との契約日ではない。また、適用日を申請日以前に遡ることはできない。

#### ②変更・更新申請の場合

(ア)サービスの内容等の変更で申請した場合は、上記①の取り扱いと同様とする。

(イ)支給量の変更で申請した場合、原則として、翌月の初日が適用日となる。（支給量は月単位の決定のため）

(ウ)支給量の変更で申請した場合で、かつ、変更決定にかかる障害者等の心身の状況や介護を行う者の状況等から緊急に支給量を変更する必要がある場合は、変更の申請があった当該月の初日から適用する。したがって、適用日が申請日を遡る場合がある。（例えば、介護者である母が急に入院したため、居宅介護の時間数を調整変更する必要になった場合が想定される。）

#### ③利用者負担の更新申請の場合

(ア)利用者負担の適用日は、原則として、申請書が提出された月の翌月の初日とする。

(イ)主たる生計者等の状況が変動し大幅な収入減となる場合は、世帯の状況が把握できる書類を添付の上、速やかに変更の届け出をしてもらい、負担上限額の変更がある場合は、翌月の初日から適用（変更）を行う。ただし、申請日が月の初日である場合は、当該月の初日から変更する。

### 2. 支給申請書に添付する書類

#### ① 収入額がわかる書類（医療型個別減免、施設入所支援利用の場合のみ）

- 18歳以上の場合…本人の収入額がわかるもの
- 18歳未満の場合…世帯全員の課税状況がわかる書類
  - 年金証書、振込通知書、手当の証書等
  - 工賃等の就労収入額の証明書
  - 源泉徴収票
  - 課税・非課税証明書
  - 特別障害者手当等の手当の額がわかる書類

➤ 国民健康保険の保険料などを納付した証明書等

② 受給者証

③ 医師の診断書

介護給付又は訓練等給付（共同生活援助で介護認定を必要とする場合）

- 医師の診断書が必要と思われる場合（障害者手帳を所持していない場合等）のみに添付することとし、更新申請等にあっては原則不要とする。
- 新規申請または障害支援区分の更新時の場合は、認定調査において医師意見書の交付を受ける場合は添付を省略できる。

3. 障害支援区分の有効期限とサービスの有効期限の関係

- ① 原則は、障害支援区分の終了日に合わせる。
- ② 訓練等給付のみの利用者が介護給付を利用するにあたり障害支援区分が認定された場合は、障害支援区分の終了日に合わせる。
- ③ 施設入所支援、共同生活援助、生活介護と訓練等給付（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を併用する利用者にあっては、訓練等給付の終了日に合わせる。（施設入所支援を除くサービスと自立訓練、就労移行支援との併給については、3年支給決定せず、訓練等給付の終了日に合わせる。この場合の利用者負担の更新は、訓練等給付の更新月に行うものとする。）
- ④ 変更後の支給量が適用される期間（有効期間）は、変更前の支給量に係る支給決定の有効期間の末日までとする（支給決定の有効期間は変更されない。）。
- ⑤ 高等学校等卒業後のサービス利用にあたっては、有効期間の終月を誕生月に合わせるものとする。（標準利用期間の設定されたサービス利用者を除く。）
- ⑥ 介護保険優先となる者の介護給付等の支給決定期間は、1年以内とする。

4. 訪問系サービスの標準利用時間数

サービス	1回あたりの標準利用可能時間数	備考
居宅介護	身体介護30分単位で3時間まで 家事援助30分単位で1.5時間まで	月当たりの利用量に応じて決定すること。
重度訪問介護	30分単位で必要時間数	月当たりの標準利用量は要綱のとおり（次ページ）

サービス	1回あたりの標準利用可能時間数	備考
同行援護 （身体介護を伴う場合）	30分単位で必要時間数	月当たりの標準利用量は要綱のとおり（次ページ）
同行援護 （身体介護を伴わない場合）	30分単位で必要時間数	月当たりの標準利用量は要綱のとおり（次ページ）
行動援護	30分単位で必要時間数	月当たりの標準利用量は要綱のとおり（次ページ）

この基準を超えて支給決定する場合は、非定型の支給決定として審査会に諮るものとする。

## 5. 要綱に基づく支給量

サービスの種類	障害支援区分	基本支給基準	特例対象者基準 100分の150
居宅介護	区分1	2,930	4,395
	区分2	3,790	5,685
	区分3	5,580	8,370
	区分4	10,480	15,720
	区分5	16,780	25,170
	区分6	24,150	36,225
	障害児	9,420	14,130
重度訪問介護	区分3	21,500	32,250
	区分4	26,920	40,380
	区分5	33,740	50,610
	区分6	48,110	72,165
	介護保険対象者	16,020	24,030
同行援護	障害支援区分の有無・程度に関わらず	12,730	19,095
行動援護	区分3	14,790	22,185
	区分4	19,930	29,895
	区分5	26,500	39,750
	区分6	34,440	51,660
	障害児	18,820	28,230

サービスの種類	障害支援区分	基本支給基準	特例対象者基準 100分の150
重度障害者等包括支援	区分6	85,750	126,105
重度包括支援対象者で 居宅介護等を利用する 場合	区分6	69,830	100,095
	介護保険対象者	42,560	50,595
短期入所	区分1から区分6 まで（障害児含）	7日	14日 入所支援等特別な 場合31日
児童発達支援 及び 放課後等デイサービス	障害児	23日	27日

☆ この基準は、要綱に基づき国庫負担基準の改定に伴って変更する。

- ① この基準を超えて支給決定する場合は、非定型の支給決定として審査会に諮るものとする。
- ② 標準利用時間を定めたことにより、訪問系の支給決定にあたっては、支援に必要な利用時間や回数を精査して決定すること。（受給者証に利用時間数を載せる）

## 6. 特例対象者

前述5の特例対象者とは、以下のとおりとする。

- ① 共同生活援助を利用していない者で単身生活をしている者
- ② 家庭内において、介護者が疾病や高齢、障害等により介護力が低下している世帯に属する者  
(例えば、介護者の年齢、介護者の在宅時間、介護者の健康状態等を勘案すること)
- ③ その他勘案されるべき内容が、市長が必要と認める世帯

## 7. 共同生活援助に係る受託居宅介護サービスの支給基準

受託居宅介護サービスの支給量については、当該支給申請を行う者の心身等の状況を勘案し、(1)に掲げる支給標準時間の範囲内で決定する。

(1) 支給標準時間 (1か月あたり)

障害支援区分	標準時間
区分2	150分
区分3	600分
区分4	900分
区分5	1,300分
区分6	1,900分



- (2) 共同生活援助に係る「非定型」の判断基準  
取扱事務要領等68・69ページのとおり

## 8. 非定型ケースの取り扱い

- (1) 基準を超える支給量が必要な場合や想定外のサービス利用等においては、次の資料を添えて審査会の意見を聴取し、支給決定を行うものとする。なお、暫定支給決定されるサービス等標準利用期間が定まっているものについては、第7章に記載してある資料を添付する。

- ① 認定調査票 ② 概況調査票 ③ 計画案 ④ 勘案事項整理票

### <非定型の判断基準と勘案すべき内容（勘案事項整理票に記載事項含む）>

- ① 支給量を決定するにあたり考慮する要素

～生活状況～

- (ア)自宅に浴室がない住環境にあり、入浴に非常に手間を要する者
- (イ)長期間の入所又は入院状態から退所又は退院するにあたり、一時的に多くの支給量が必要な者
- (ウ)単身者や同居家族に要介護者がいる世帯
- (エ)単身世帯又は介護者がいない世帯（前号に該当する場合を除く）

～身体的状況～

- (ア)住居内において車いすによる移動が不可能で、常に抱えての移動が必要な者（車いす利用者に限る）
- (イ)体重、体格、麻痺等の状況から、移乗等に際して介護者1人での対応が困難であり、介護者2人での対応が必要な者

～危険な行為等～

- (ア)行動障害やその他の危険な行為がある場合
- (イ)その他考慮が必要な要素がある場合
  - i. 時間を要するコミュニケーション支援が必要な者
  - ii. 医療的な介護（単なる服薬管理が含まない。）が必要な者
  - iii. 体温調節や体位変換等のため、夜間介護が必要な者
  - iv. 家族の急な事故や疾病による場合、やむを得ず施設入所が必要な場合、療育の必要性が高い場合又はその他市長が特に必要と認める場合で、基本基準量等に定める支給量では著しく不都合が生じる者

- (2) 支給量が、基準支給量を超えるか又は既に基準支給量を超えた支給となっている場合において、決定を受けている支給量が直近の審査会までに不足することが明らかで、次の要件のいずれも満たすときは、審査会で審議することなく支給量

の変更を決定する。

その後、これを次回の審査会に報告し、意見聴取の上、必要に応じ支給量を変更しなければならない。

①切迫性

利用者又は介護を行う者の状況等が疾病等による体調の変化、又は就労、葬祭等による環境の変化などの要因により、支給決定における勘案事項調査時と変化が生じ、支給量を変化しなければ利用者が日常生活に支障をきたすことが明らかな場合

②非代替性

現に使っているサービス以外の障がい福祉サービスやその他の方法による支援を検討した上で、それでもなおサービス支給量の拡大以外に代替する支援の方法がない場合

## 9. 特別地域加算の対象地域

本市の取り扱いは、以下の地域のとおりとする。

### 特別地域加算対象地域

地域名	理由
田川地区、豊浦地区、加茂地区	特定農山村地域
旧羽黒町全域	特別豪雪指定地域
旧櫛引町全域	特別豪雪指定地域
旧朝日村全域	振興山村地域・特定農山村地域・特別豪雪指定地域
旧温海町全域	特定農山村地域・振興山村地域（一部）

**旧藤島町全域及びその他の旧鶴岡市等地域については、特別地域加算の対象ではない。**

- ① 田川地区（田川、少連寺、関根、東目、坂野下、砂谷、大机）
- ② 豊浦地区（三瀬、由良、小波渡、堅苔沢、由良一丁目、二丁目、三丁目）
- ③ 加茂地区（加茂、今泉、油戸、金沢）

### 参考

法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域

（平成20年3月30日 厚生労働省告示第176号）

1 離島	該当しない
2 奄美群島	該当しない
3 特別豪雪	羽黒町全域、朝日全域、櫛引全域（S46.10.2 指定）
4 辺地	中山、矢引、西沼、東茨、中川代、川代山、桜ヶ丘、宝谷、たらのき代、鱒淵、大鳥、松沢、田麦俣、大平、小名部、関川、小国、峠ノ山、山五十川、戸沢、菅野代（指定日不明）

5 振興山村	田川 (S47.2.3) 山戸、福栄 (S48.3.5) 朝日全域 (S43.12.28)
6 小笠原諸島	該当しない
7 半島	該当しない
8 特定農山村	田川地区、豊浦地区、加茂地区、朝日全域、温海全域
9 過疎地域	第33条第1項のみなし該当のため、該当せず
10 沖縄離島	該当しない

## 10. 障害児の者のみの障害福祉サービス利用の取り扱い

児童福祉法第63条の2及び第63条の3の規定に基づき、15歳以上18歳未満の障害児から、施設入所支援と訓練等給付の利用希望があった場合は、児童相談所長、または、精神保健福祉センター長の意見書が必要であるため、次ページ様式を参照して意見書を求めるものとする。

なお、就労移行支援事業を利用するにあたっては、県より以下の通知がなされている。要様式等参照のこと。「就労アセスメントを希望する特別支援学校等在籍者に対する就労移行支援事業の利用に係る児童相談所長の意見について」（平成27年5月12日付け障第219号県通知）

意見書等により障害福祉サービスを利用することが適当であると認められた場合の支給決定にあたっては、当該児童を障害者とみなし、障害者の手続に沿って支給の可否を決定する。

## 11. 障害児通所支援の支給決定に関する取扱い

障害児通所給付費（放課後等デイサービス、児童発達支援）の支給量の上限は、厚生労働省の通知（「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について（障障発0307第1号 平成28年3月7日）」）を受けて一月当たり原則23日（当該月の日数から8日を控除した日数）となる。

現在、23日を超えて支給決定を受けている方は、更新の際に原則として支給量が一月当たり23日となる。

ただし、障害児の状態等（家族が病気、仕事等の理由やレスパイトを含まない。）に鑑み、療育訓練等の必要性があると認める場合は、上限を超えて支給する。

家族が病気や仕事等の理由やレスパイト等の場合は、原則、日中一時支援事業を利用するものとする。

上限を超えて一月当たり24日以上を支給を希望する場合は、更新の際に障害児支援利用計画にその必要性を明記すること。

上限を超えての支給の可否を決定は、要綱第3条第4項第2号に基づくため、審査会の意見を聴取せず、利用支援計画を検証し、勘案事項を整理したうえで支給決定の可否を判断する。

様式4

福 発 第 号  
年 月 日

児童相談所長 様

鶴岡市福祉事務所長

児童の障害福祉サービス利用に関する意見書について（依頼）

日頃より、当市の福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、下記対象児童（保護者）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく障害者のみを対象とする福祉サービスの利用希望がありましたので、児童福祉法第63条の2及び3に基づき貴所より意見を求めるものです。

記

対象児童名		生年月日（年齢）	
保護者名		続柄	
住所			
意見を求める理由			

## 第11章 障害支援区分の認定

法に基づくサービスの支給決定に当たっては、障害者等の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして、障害支援区分認定の仕組みが組み込まれている（障害者のみ）。

### 1. みなし区分認定

本市においては、緊急やむを得ない理由がある場合は、一次判定をもってみなし区分認定とし、支給決定を行うことができる。

みなし区分については、それ自体が正式な区分であり、その後認定された障害支援区分の結果と異なる場合であっても、利用者負担や報酬の差額を清算することはできない。

これによりがたい場合は、特例給付費の制度（取扱事務要領 128ページ参照）を利用するものとする。

#### 留意点

- ① みなし区分の認定は、特例措置として設けるものであり、積極的な取り扱いをするものではない。
- ② 緊急やむを得ない理由とは、早急にサービスを利用しなければ生命維持活動ができない場合、あるいは、生活に多大な支障をきたす等の場合やサービスを利用しなければ他者に被害の恐れがあるなどを想定している。
  - ①切迫性  
利用者又は介護を行う者の状況等が疾病等による体調の変化、又は就労、葬祭等による環境の変化などの要因により、支給決定における勘案事項調査時と変化が生じ、支給量を変化しなければ利用者が日常生活に支障をきたすことが明らかな場合
  - ②非代替性  
現に使っているサービス以外の障がい福祉サービスやその他の方法による支援を検討した上で、それでもなおサービス支給量の拡大以外に代替する支援の方法がない場合
- ③ 一次判定するには、障害支援区分の認定調査や医師意見書が必須となっている。
- ④ 認定調査が行われていない場合や医師意見書が整わない場合、あるいは、計画案が作成されていない場合等、本来支給決定するにあたって、必要な書類が整っていない場合は、みなし区分は認定できない。

## 2. 認定の有効期間の開始日と終了日

- ① 障害支援区分の開始日は、審査会が月末に行われていることから、翌月の初日とする。ただし、みなし区分認定が行われた場合は、サービスを利用する月の初日とする。
- ② 障害支援区分を認定した結果、支給決定は却下となる場合においても障害支援区分の認定自体は有効である。  
（例えば、生活介護の利用を申請したが区分が3以下となり却下となるような場合であっても障害支援区分の認定自体は有効となる。）
- ③ 本人の申し出により廃止あるいは停止されている場合においても障害支援区分の認定自体は有効とする。  
（例えば、生活状況や介護を行う者の状況が変化し再利用が考えられるが、この場合においても有効期間内であれば、再度認定調査は行わず、勘案事項の聴き取りにおいて生活状況や介護を行う者の勘案するものとする。なお、勘案において区分の変更が必要と判断した場合は再度認定調査を行うことは差支えない。）

## 3. 障害支援区分の変更認定

- ① 支給量等の変更に伴う障害支援区分の変更  
居宅介護等の訪問系サービスにおいて支給量の変更申請があった場合に区分に応じた支給限度を超える場合は、障害支援区分の変更を行うことができる。
- ② 障害支援区分のみの変更  
変更申請によらない障害支援区分のみの変更は、変更事由にあたらなため、申請行為自体認められないものである。したがって、障害支援区分のみの変更はできない。  
しかしながら、取扱事務要領等（県のQ&A 平成18年6月）によれば、

障害程度区分の変更は、職権若しくは支給量の変更申請に基づき支給決定の変更を行う場合、又は新たなサービス種類の支給申請があった場合に、必要に応じて行うこととされている。

したがって、これらの申請があった場合は、申請者等から支給量の変更や新たなサービス種類が必要となった状況を聴きとった上で、市町村が、決定に際し改めて障害程度区分の認定が必要と判断する場合は、適宜行うこととされたい。

（山形県 障害者自立支援法関係Q&A 平成18年6月26日付）

※障害程度区分は平成26年度から障害支援区分となっている。

職権で行う場合もあるとの見解から、申し出が以下のすべてにおいて勘案すべき事項がある場合は、職権により、障害支援区分の認定手続き（審査会を含む）

を行うものとする。

提出書類

- (ア)障害者本人、又は保護者等介護者からの申し出があること（変更申請）
- (イ)障害者本人に起因する事由があること（理由書に記載）
- (ウ)区分を変更する理由書（任意様式）
- (エ)個別支援計画、モニタリング票（支援状況がわかるもの）
- (オ)サービス調整会議やケース会議の記録
- (カ)その他市が必要とする書類

#### 4. 勘案事項の聴き取り等

- ① 取扱事務要領58ページから67ページを参照の上、勘案事項整理票は市が作成する。  
特に、利用要件、該当要件、介護者の状況、他法によるサービスの利用状況、利用者の利用意向などは更新時に確認し、具体的内容に記載しすること。  
（※「継続利用」のみの記載は避ける。）
- ② 委託先の報告以外に勘案すべき事項があるときは、市が本人及び保護者や養護者などに聞き取りを行うものとする。
- ③ 施設入所支援を希望する場合、入所調整会議に諮る必要があるが、入所調整会議の資料で、障害支援区分認定調査項目に類似する調書（旧法のADL等の調査書等）の聴き取りについては、障害支援区分認定調査の委託先に作成依頼するものとする。
- ④ 施設入所支援の施設入所調整会議資料の勘案事項整理票は、市が作成するものとする。  
※本市においては、障害者支援区分の認定調査項目の聴き取りについて委託されているので、委託先からの報告事項（概況調査、区分認定調査票）を勘案事項整理票に転記あるいは添付することができるものとする。

## 第12章 相談支援の実施

### 1. 相談支援について

#### (1) サービス内容

##### (ア)基本相談支援

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の他、必要な便宜を供与する支援を行う。

##### (イ)計画相談支援（国の参考様式、ただし、必要項目記載の場合様式不問）

次のサービス利用支援及び継続サービス利用支援を行う。

##### ① サービス利用支援（計画作成）

支給決定前に、指定特定相談支援事業所が計画作成を作成。計画作成の審査（参考）による支給決定後に、指定特定相談支援事業所がサービス提供事業者等との連絡調整（サービス提供事業者探しを含む。）等を行う。

##### ② 継続サービス利用支援（モニタリング）

指定特定相談支援事業所が、一定の期間ごとに、計画作成の実施状況の把握・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### (2) 対象者要件

(ア)障害福祉サービスの申請（新規・変更・更新に係るもの。以下同じ。）に係る障害者又は障害児の保護者

(イ)地域相談支援の申請に係る障害者

#### 【留意点】

- ① 介護保険におけるケアプランの作成対象者は、原則として計画作成対象外とし、計画作成の作成を求めない。（障害福祉サービス固有のものにより、特に計画が必要と認める場合は計画作成対象となりうる）
- ② 地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴、日中一時支援、地域活動支援センター（デイサービス））のみの利用者は、計画作成対象外とし、計画作成の作成を求めない。
- ③ 障害福祉サービスと地域生活支援事業の併給の場合は、計画作成の対象となり、指定特定相談支援事業所が一体的に計画を作成する。
- ④ 利用者（家族や支援者を含む。）が、自ら計画を作成する「セルフプラン（国の参考様式、ただし、必要項目記載の場合様式不問）」を希望する場合には、当該セルフプランを勘案し、支給決定を行う（この場合、報酬の対象とはならず、モニタリングも不要となる。）。



（３）指定特定相談支援事業所から支給決定機関へ提出する様式と時期

	申請者の現状 (週間表含む)	計画案 (週間表含む)	計画	モニタリング 報告書
申請時 (新規・変更)	◎ 支給決定が 行われる前 (計画案と同 時)	◎ 支給決定が 行われる前		
支給決定後			◎ サービス担当 者会議前まで	
モニタリング後 (更新・変更※)				◎ モニタリング が行われた翌 月10日まで

☆ すべて写しで可

※ 支給量の変更等軽微な変更についてはモニタリングのみ。また、更新時に新たなサービスを利用する等大きな変動があった場合は、新規申請時と同じように現状・計画案の提出を求める。

（４）モニタリング期間

モニタリング期間については、市が指定特定相談支援事業者の提案（計画案に記載されたモニタリング期間案）を踏まえて、以下の勘案事項及び判断基準を勘案し決定する。障害福祉サービス受給者証には、モニタリング期間が記載される。

(ア)勘案事項

- ① 利用者等の心身の状況
- ② 利用者等の置かれている環境
- (例)
  - i. 地域移行等による住環境や生活環境の変化
  - ii. 家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化
- ③ 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- ④ 生活全般の解決すべき課題
- ⑤ 提供されるサービスの目標及び達成時期
- ⑥ 提供されるサービスの種類、内容及び量
- ⑦ サービスを提供するうえでの留意事項

(イ)モニタリング期間・月を変更する場合

利用者が承諾していることが必須である。

指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者は、様式5を使い、変更する期間・月、モニタリングの必要性、または、モニタリング期間の短縮または延長する理由を記載し市に提出する。

市は、提出された様式5やアの勘案事項を検討したうえでモニタリング期間を定め、取扱事務要領等に定める通知書にて利用者に通知する。

(5) 判断基準・期間

取扱事務要領等に基づき、モニタリング期間を設定することとする。ただし、判断基準及び具体例に当てはまる者であっても、必ずしもその期間で設定しなければならないものではなく、利用者の状況に応じて適切な期間を設定するものとする。

例)

サービス量も少なく、状態も安定しているため、毎月のモニタリングが不要な者  
⇒モニタリング期間をサービス利用の開始当初から6ヶ月ごとで設定

- 状態に波があり、定期的な見守り等が必要であり、毎月ほどではないが隔月、あるいは、3か月ごとのモニタリングが必要な場合等
- 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- 障害福祉サービスのみ利用している65歳以上の者
- 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者  
⇒モニタリング期間を2か月、3か月、4か月等適宜勘案し設定

(様式5)

年 月 日

鶴岡市福祉事務所長 様

事業所番号	
事業所名	
担当相談支援専門員名	

### モニタリング実施期間・実施月変更理由書

下記の者のサービス利用に係るモニタリング実施期間・実施月を変更する理由は次のとおりです。

受給者番号		利用者名	
当初実施予定期間・実施予定月	年 月	～	年 月
	実施予定月（ ）		
変更後実施期間・実施月	年 月	～	年 月
	実施予定月（ ）		
理由	<input type="checkbox"/> 利用者側都合 <input type="checkbox"/> 事業所側都合 <input type="checkbox"/> その他 ※上記の内容を具体的に記載して下さい。		

## 第13章 障害福祉サービス等の留意事項

### 1. 居宅介護について

下記の①～③のいずれかに該当し、かつ、対象者や保護者（障害児の場合等）の同意がある場合は、2人のヘルパーから支援を受けることができる。

- ① 対象者の身体的な理由により、1人のヘルパーによる介護が困難であると認める場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、又は、器物破損行為等があると認める場合
- ③ 対象者の状況等から判断して、上記のア又はイに準ずると認める場合

#### （1）具体的なサービス内容

##### （ア）身体介護

居宅において、利用者の身体に直接触れながら行う必要な介助をいう。

衣服着脱の介助	更衣に係る一連の動作の介助
食事の介助	配膳を含む食事摂取に係る一連の動作の介助、自助具の装着、食事姿勢の保持、食事を刻む等、及び嚥下の見守りの介助
はみがき、洗顔等の介助	口腔清潔、洗顔、整髪等に係る一連の動作の介助、またはその促し、後始末の介助
排せつの介助	促し、トイレへの移動及び排尿・排便動作、後始末の介助 オムツ、カテーテル、導尿、摘便に係る介助
移乗の介助	車椅子、ベッド間等の移乗の介助
入浴の介助	浴室への介助、浴室内での一連の洗身及び移動の介助、部分的な洗身及び洗い直し、入浴後の必要な介護
寝返りの介助	じょくそう防止等のための体位の交換のための介助
水分補給の介助	飲水の促し、適正な飲水量の調整、飲水に至る介助、嚥下の見守り及び必要な対応（服薬がある場合、薬の準備を含む）
特段の専門的配慮をもって行う調理	介護保険制度の要件（「厚生労働大臣が定めるもの」平成12年2月10日厚生省告示第23号）と概ね同様）をいずれも満たす場合に身体介護として支給できる。 1 調理の対象が特別食であること （医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓（かえで）糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。））（平成12年2月10日厚生省告示第23号「厚生労働

	<p>大臣が定める者等）」</p> <p>2 利用者の心身の状況や生活状況等を勘案したうえで、熱量、蛋白質量及び脂質量等の食事内容について配慮を行う調理であること</p> <p>3 計画的な医学管理を行っている医師の具体的な指示に基づき、管理栄養士が利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画に沿った調理であること</p>
<p>共同実践</p>	<p>知的障害・精神障害者の有する能力に応じ、社会復帰、自立、社会経済活動の参加ができるよう、日常生活能力を向上させる視点に立ち、ヘルパーが、家事の代行ではなく、対象者とともに行うもの</p> <p>支給決定に当たっては、知的障害・精神障害者（児童を除く）であることに加え、下記ア・イのいずれかにより、必要性が認められる場合に支給決定できる。</p> <p>ア) 精神科等主治医の意見</p> <p>イ) 協議会等の支援会議の合意</p>

(イ)家事援助

居宅において、日常生活に必要な家事等生活の援助をいう。ただし、援助内容は利用者本人に対するものであって、同居家族等の家事は含まれない。また、対象者不在の居宅を訪問して行うサービスの形態はない。

① 利用対象者について

居宅介護（家事援助）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）において、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者が利用できることとされている。

- I. 相談支援事業所から支給決定に係る計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認する。勘案事項整理する。
- II. 障害支援区分の低い利用者（障害支援区分1又は2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1回あたり概ね1時間以上）利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わない、1時間を超える場合は、乖離基準として審査会に送ること
- III. サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。
- IV. 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行う。
- V. 家事援助によらず、相談支援事業等他の社会資源で対応できるか否かを検討

すること。

厚生労働省通知（障発第0310第1号平成28年3月10日）参照

調理の援助	献立、食材の準備、配膳、調理及び調理の後片付けの一連の介助
掃除・整理整頓の援助	生活上必要な居室内の清掃、整理整頓に関する一連の介助、ゴミ出しの介助、衣替え、衣服補修の介助（大掃除は除く）
洗濯の援助	生活上必要な洗濯（洗濯機での洗濯、乾燥、取り入れ等）に関する一連の介助、アイロンかけの介助
買物の援助	買物内容の確認、商品の選定及び代金の支払いの介助（薬の受け取りを含む）
コミュニケーションの援助	郵便物、回覧板等生活上必要な書類の代読、申請書等の必要な書類の代筆、手話、要約筆記等の介助
育児支援	<p>障害のある親が本来家庭内で行うべき育児に係る介助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沐浴、授乳、乳児の健康把握の補助、保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、保育所や学校等への連絡援助</li> <li>・利用者（親）のサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理、子どもの通院付き添い、保育所（幼稚園）への通園送迎</li> </ul> <p>*支給に当たっては、以下の①～③全てに該当する場合に、利用者、子ども、家族等の状況を勘案し決定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合</li> <li>②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合</li> <li>③他の家族等による支援が受けられない場合</li> </ul>

#### 障害児に係る支給決定の方法（取扱事務要領 52ページ）

障害児の居宅介護等の取り扱いについては、一義的に保護者が支援を行うものであり、支援が必要と想定される次の項目を勘案するものとする。なお、保護者不在の通院等介助（身体有）は原則として利用できない。

- ① 著しい行動障害があり、保護者等の介助者のみでは支援ができない等の場合
- ② 身体状況が保護者等の介助者のみでは支援ができない等の場合。
- ③ その他心身の状況を勘案して必要と認められる場合

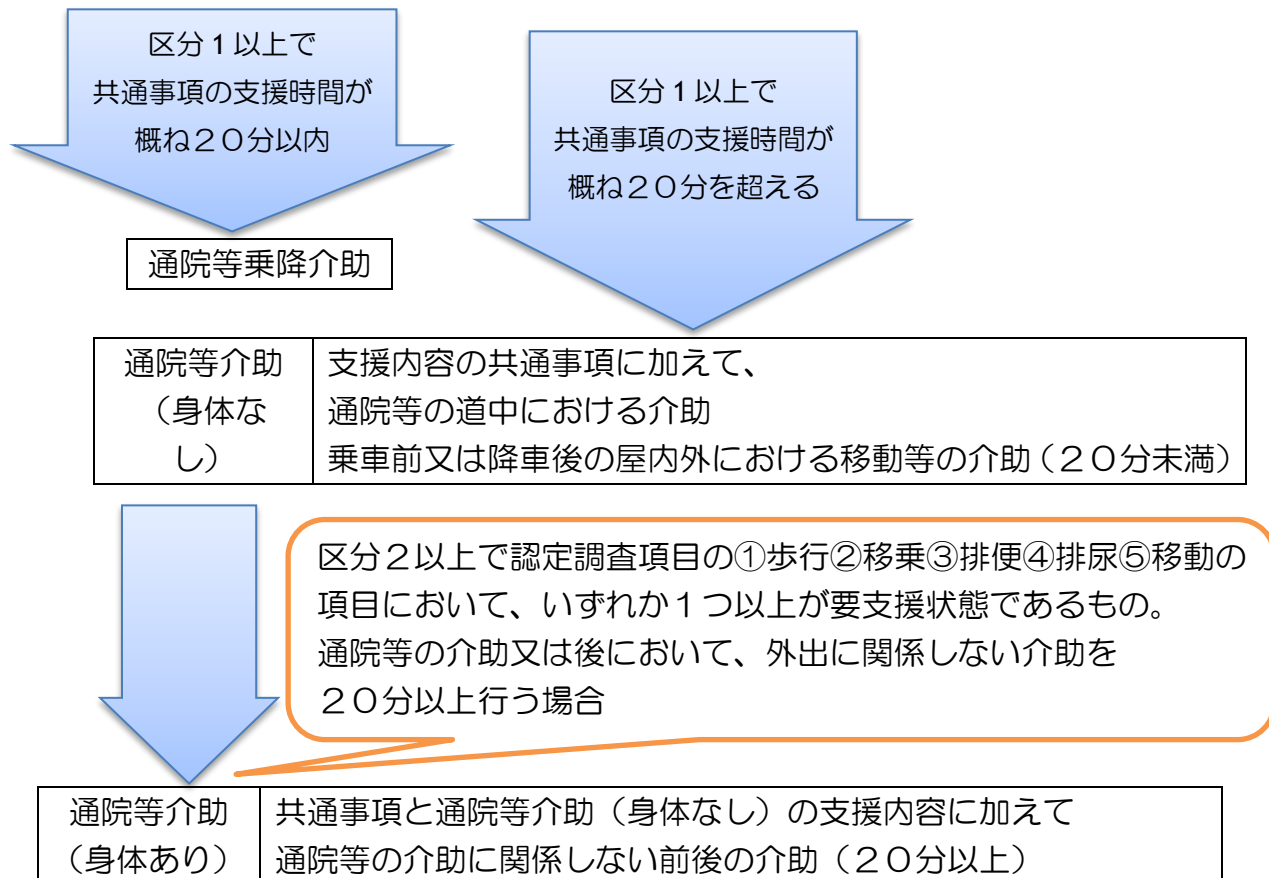
(ウ)通院等介助

病院等への通院	医療機関に通院、入退院する場合の送迎の介助 (医療保険の対象となるリハビリ・デイケア及び療養介護、障害児（医療型）施設への入退所を含む。)
官公署等での手続き	公的手続、相談のため、官公署（国、都道府県、市町村の機関や外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他準ずる施設）、指定相談支援事業所を訪れる場合の送迎の介助（選挙の投票を含む。)
障害福祉サービス事業所の見学	相談の結果、見学のため、紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合の送迎の介助

・院内の介助については、第一に病院等スタッフの対応を求めるが、①総合病院等、院内の移動距離が長い場合や②複数の診療科での診察又は③重度の障害により、病院のスタッフのみでは院内の介助に充分に対応できない場合等に、報酬算定の対象とできることとされている（単なる待ち時間は算定不可）。

① 通院等乗降介助、通院等介助、身体介護の併給関係について

【支援内容の共通事項】	通院等のための、車両の乗車又は降車の介助 乗車前又は降車後の屋内外における移動等の介助 医療機関の受診等の手続きや移動等の介助
-------------	---



（２）居宅介護サービスの対象とならないもの

原則対象とならないものは以下のとおり。

- ① 直接的な援助に該当しないもの
    - (ア)対象者以外（家族等）のものに関する洗濯、調理、買物等
    - (イ)主に対象者以外（家族等）が使用する居室、共用部分の掃除
    - (ウ)来客の応接（お茶、食事の手配等）
    - (エ)自家用車の洗車、掃除
  - ② 日常生活の営みに支障がないもの
    - (ア)草むしり
    - (イ)花木の水やり
    - (ウ)ペットの世話、散歩等

※ ただし、盲導犬や介助犬（セラピードッグを除く。）の世話、散歩については、家事援助で行うことができる。
  - ③ 日常的な家事の範囲を超えるもの
    - (ア)家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
    - (イ)大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
    - (ウ)室内外家屋の修理、ペンキ塗り
    - (エ)植木の剪定（せんてい）等の園芸
    - (オ)正月や節句等のための特別な手間をかけて行う調理
  - ④ その他
    - (ア)支給決定者（障害児の場合は保護者）が不在の居宅の援助
    - (イ)重度訪問介護、重度障害者等包括支援以外における比較的長時間の見守りの支援、主に見守りのみの支援
    - (ウ)経済活動に関する援助（通勤のための更衣介助等、送り出しの援助は可）
- （５）居宅介護サービスの留意事項（再掲）
- ① 1回のサービス時間の目安は、身体介護3時間、家事援助1.5時間となる。それを超える場合は、基本的に重度訪問介護の支給決定を行う。
  - ② 同一の事業者は、同一の対象者に、同日重度訪問介護と居宅介護の両方のサービス提供を行うことができない。
  - ③ 障害児に係るサービスについては、保護者が受給者となるため、原則として、保護者が行う介護等の範囲において、支給決定を行う。



## 2. 重度訪問介護について

### （1）具体的なサービス内容

- ① 居宅介護と同等の内容
- ② 移動の介護
- ③ ①及び②と一体的に行われる見守りの支援

○比較的長時間の見守りの支援や、主に見守りのみの支援の必要性

特に以下の（ア）又は（イ）に該当するかについて検討し、支給量を積算する。

（ア）生命維持の見守りであること

1. 昼夜逆転の生活等の場合で、かつ、行動障害（大声や他害行為等）がある場合について必要な見守りであること（重度知的・精神障害者を想定）
2. 頻繁なてんかん発作等、生命に直接影響する疾患を有しており、かつ、1人で救急時の連絡ができない場合の見守りであること
3. 人工呼吸器の看視であること（重度肢体不自由者を想定）

（イ）対象者の身体状況等において、特に必要があると認められる見守りであること

### （2）支給決定における留意事項

- ① 下記のア～ウのいずれかに該当し、かつ、対象者や保護者（障害児の場合等）の同意がある場合は、2人のヘルパーから支援を受けることができる。  
（ア）対象者の身体的な理由により、1人のヘルパーによる介護が困難であると認める場合  
（イ）暴力行為、著しい迷惑行為、又は、器物破損行為等があると認める場合  
（ウ）対象者の状況等から判断して、上記のア又はイに準ずると認める場合
- ② 知的障害者及び精神障害者（麻痺等の要件に該当せず、行動関連項目の11項目＋てんかんの項目において10点以上に該当するもの）の利用に当たっては、事前に行動援護事業者等によるアセスメントが必要になる。
- ③ 重度訪問介護の対象者であっても、短時間、集中的な支援（概ね身体介護3時間以内、家事援助1.5時間以内）が行われる時間帯は、居宅介護を支給することができる。ただし、同一事業者は、同一対象者に重度訪問介護と居宅介護の両方のサービス提供を行うことができない。
- ④ 1日（0時～24時）の所要時間を通算する。

### 3. 同行援護・行動援護について

#### (1) 支給決定における留意事項

- ① 下記のア～ウのいずれかに該当し、かつ、対象者や保護者（障害児の場合等）の同意がある場合は、2人のヘルパーから支援を受けることができる。  
 (ア)対象者の身体的な理由により、1人のヘルパーによる介護が困難であると認める場合  
 (イ)暴力行為、著しい迷惑行為、又は、器物破損行為等があると認める場合  
 (ウ)対象者の状況等から判断して、上記のア又はイに準ずると認める場合
- ② 通年かつ長期にわたる外出（通学、通所等）や経済活動の外出（通勤、営業等）に利用することはできない。
- ③ 同行援護と移動支援においては、同行援護が優先される。ただし、同行援護で対応できないサービスについては、移動支援を利用する。
- ④ 行動援護と移動支援においては、行動援護が優先される。ただし、行動援護で対応できないサービスについては、移動支援を利用する。

#### 4. 共同生活援助における「個人単位のホームヘルプ」の取扱い

（令和3年3月31日までの経過措置）

類型	包括型（旧ケアホーム）		外部サービス 利用型
訪問系サービスの対象者要件	障害支援区分が4以上、かつ、行動援護及び重度訪問介護の対象者	障害支援区分が4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ①GHの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること。 ②GHでのホームヘルプサービスの利用について市町村が必要と認めていること。	—
居宅介護	○利用可（家事・身体可）	△利用可（身体介護に限る）	×
重度訪問介護	○ 利用可	×	×
移動支援 重度訪問介護（移動中介護） 行動援護 同行援護	利用可（ただし、共同生活援助を利用していない間のみ） ※利用していないとは、グループホーム内に対象者の身体がないことを言う。		

※ただし、居宅介護及び重度訪問介護を利用する場合は、共同生活援助の報酬単価は減算になる。

## 第14章 障害福祉サービス等の更新等

### 1. サービスの更新について

支給決定の有効期間が終了する場合、利用者が障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援の利用を引き続き希望するときは、支給申請に基づき、勘案事項を踏まえた結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定を行う。（取扱事務要領97ページから101ページ）

更新の流れ（例 7月31日でサービス・区分・負担の有効期間が切れる場合）

#### ① サービス更新のみの場合、利用者負担更新のみの場合

更新2か月前	更新1か月前 更新の案内 2週間以上の案内期間を設ける	サービス更新月 更新申請締切日 を初旬に設定  月末審査会	サービス利用開始 8月1日～
5月	6月	7月	8月

※非定型の支給決定の場合は、審査会にかける必要がある。

#### ② サービス更新と区分更新の場合

更新2か月前 更新の案内 2週間以上の案内期間を設ける	更新1か月前 更新申請の締切日を 2か月前の下旬、あるいは、 更新1か月前の初旬に設定 区分調査、医師意見書の依頼	サービス更新月 区分調査 医師意見書 遅くとも15日まで 月末審査会	サービス利用開始 8月1日～
5月	6月	7月	8月

※医師意見書は、利用者が、通院する場合を考慮して1か月以上の余裕を見ること。

### 2. サービス支給決定の更新の基本事項

- ① 有効期間は、原則として、複数のサービスの更新月を統一する。
- ② 有効期間の終月は、原則として利用者の誕生日の月末に設定する。
- ③ 標準利用期間が定められているサービスは、更新月の統一は行わない。
- ④ 児童発達支援を利用する場合は、児童が6歳に到達した時、就学することを踏まえ、有効期間の終月を3月末とする。
- ⑤ 就学後、放課後等デイサービスを利用するなど他のサービスを利用する場合は、②同様、有効期間の終月を誕生日の月末に合わせる。

### 3. 18歳に到達したときの更新

18歳になったときは、障害福祉サービスと障害児通所支援の支給決定（利用者負担）に次のような違いがある。

- ① 障害児が障害福祉サービスを利用する、している場合
  1. 障害者の扱いとなり、サービスの内容によっては障害支援区分の認定を受

ける等の手続きが必要となる。

- II. また、本人が受給者となりますので、利用者負担上限月額は本人及び配偶者のみ(施設入所支援、療養介護を除く)の所得で判定する。
- ② 障害児が18歳に到達しても障害児通所支援サービスを利用する場合
  - I. 障害児通所支援は、18歳に到達しても、高等学校を卒業するまで(20歳まで)は、障害児通所支援の決定が可能となっている。
  - II. この場合は、障害児の扱いとなるので、利用者負担上限額も世帯全員の所得で判定し、受給者は保護者となる。
  - III. ただし、平成24年3月末までに「児童デイサービス」を受給していた場合については、以前の取り扱いと同様に、障害者の扱いとなり、利用者負担上限月額は本人及び配偶者のみ(施設入所支援、療養介護を除く)の所得で判定する。

#### 4. 18歳到達処理

- ① 18歳の到達日は、民法上、誕生日の前日となっているため、障害児の廃止処理は、本来、誕生日の前日が障害児の廃止処理適用日となるが、利用者負担額の変更を伴うため、障害児の廃止処理は、18歳到達の適用日の前日とする。
- ② 18歳到達の適用日
 

18歳の到達処理は、利用者負担額の変更となるため、利用者負担額の取り扱いと同様に、原則翌月の初日を適用日とする。また、誕生日が月の初日であった場合は、当月の初日を適用日とする。

(5月1日誕生日の人は、4月30日が到達日＝障害児廃止処理適用日)
- ③ 18歳到達処理の基準

利用形態		平成24年3月までに児童デイサービス利用の有無	18歳到達処理の必要の有無	備考
障害児通所支援のみ		有	必要	※の場合で、障害福祉サービスがH24.4以降の決定の場合は、到達処理の必要はない。
		無	なし	
障害児通所支援と障害福祉サービス両方利用している	障害児通所支援	有	必要 ※	
	障害福祉サービス	無	なし	
障害福祉サービスのみ		—	必要	

相談支援の児から者への切り替えは、到達処理に合わせる。

※ 到達処理とは、障害児から障害者への変更であり、受給者番号が変わる。

#### 5. 18歳到達の障害者支援区分適用日

18歳到達時に、障害者支援区分が必要な場合は、18歳の適用日に合わせて、

誕生月の翌月初日を障害者支援区分適用日とする。また、誕生日が月の初日であった場合は、当月の初日が支援区分適用日となるので、注意が必要である。

## 第15章 期間や日付の整理

支給決定や障害支援区分有効期間、申請日、適用日など以下のとおり整理を行うものである。

機械的に見るのではなく、何を根拠にしているのかという考え方を知って、日付を決めてください。

### 1. 日付の整理

① 新規申請の場合（更新の場合も準用する。）

	介護給付	訓練等給付
給付申請日	申請した日	申請した日
相談支援依頼日	申請書を受理した日	申請書を受理した日
認定調査依頼日	申請日以降の日	申請日以降の日
認定調査提出締切日	月末15日前	月末15日前
医師意見書依頼日	申請日以降の日	
医師意見書提出締切日	月末15日前（医師による）	
支援区分一次判定日	認定調査、 医師意見書が整い、 PC入力等が完了した日	
審査会開催日（二次判定）	月末	
計画案提出日	2次判定決定後 2次判定が反映した 計画案作成完了日	計画案作成完了日
支給決定案作成日 （勘案事項整理）	計画案が提出された日以降	計画案が提出された日以降
支援区分認定日	審査会開催日の翌月の初日 ただし、みなし区分認定が 行われた場合は、サービス を利用する月の初日	
支給決定日（適用日）	支援区分認定日  訓練等給付と併用する場合は、 終月を合わせる。（標準 利用期間除く）	サービス利用開始日 ※申請日以降であって、支 給決定が決裁された日 サービス利用開始日が申請 日の翌月の場合は、翌月の 初日

	介護給付	訓練等給付
		介護給付と併用する場合は、終月を合わせる。（標準利用期間除く）
事業所契約日	支給決定日以降	支給決定日以降
有効期間（終了月）	支援区分認定期間の終月を原則とする。 ただし、以下の例外がある。	原則、サービスごとの有効期間内で以下のとおりとする。
		原則として利用者の誕生月の月末に設定する。
	原則として、複数のサービスの終月を統一する。ただし、標準利用期間が定められているサービスは、更新月の統一は行わない。	
	施設入所支援、共同生活援助、生活介護と訓練等給付（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を併用する利用者にとっては、訓練等給付の終了日に合わせる。（自立訓練、就労移行支援との併給については、3年支給決定せず、訓練等給付の終了日に合わせる。この場合の利用者負担の更新は、訓練等給付の更新月に行うものとする。）	
	介護等給付と併給している場合、または、訓練等給付のみの利用者が介護給付を利用するにあたり障害支援区分が認定された場合は、支援区分認定期間の終了月に合わせる。	
	高等学校等卒業後のサービス利用にあたっては、申請日が3月に集中することが想定されることから、有効期間の終月を誕生月に合わせるものとする。 （標準利用期間の設定されたサービス、介護給付利用者、支援区分のある利用者を除く。）	
	65歳以上の介護給付等の支給決定期間は、1年以内とする。	
児童発達支援を利用する場合は、児童が6歳に到達した時、就学することを踏まえ、有効期間の終月を3月末とする。 就学後、放課後等デイサービスを利用するなど他のサービスを利用する場合は、有効期間の終月を誕生月の月末に合わせる。（18歳到達処理のため）		

② 変更申請（支給量変更）の場合（支給量の変更を伴う更新含む）

	介護等給付	訓練等給付
給付申請日	申請した日	申請した日
相談支援依頼日		
認定調査依頼日		
認定調査提出締切日		
医師意見書依頼日		
医師意見書提出締切日		
支援区分一次判定日		
モニタリング提出日	モニタリング完了日	モニタリング完了日
支給決定案作成日 （勘案事項整理）	原則、月末15日前 ※基準を超えた支給量の場合のため	原則、月末15日前 ※基準を超えた支給量の場合のため
審査会開催日	月末 ※乖離支給量の場合審査会に諮ること。 審査会にかかる資料の提出を求めること。	月末 ※乖離支給量の場合審査会に諮ること。 審査会にかかる資料の提出を求めること。
支援区分認定日		
支給決定日（適用日）	翌月の初日 または、変更決定にかかる障害者等の心身の状況や介護を行う者の状況等から緊急に支給量を変更する必要がある場合は、変更の申請があった当該月の初日	翌月の初日 または、変更決定にかかる障害者等の心身の状況や介護を行う者の状況等から緊急に支給量を変更する必要がある場合は、変更の申請があった当該月の初日
事業所契約日	支給決定日以降	支給決定日以降
有効期間（終了月）	変更後の支給量が適用される期間（有効期間）は、変更前の支給量に係る支給決定の有効期間の末日までとする（支給決定の有効期間は変更されない。）。	

③ 利用者負担更新のみの場合

	介護等給付	訓練等給付
給付申請日	申請した日	申請した日
支給決定日（適用日）	翌月の初日（更新月初日）	翌月の初日（更新月初日）
有効期間（終了月）	①新規の取り扱い参照	①新規の取り扱い参照

# 資料



令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	46	カーニー複合
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
3	I g A腎症	48	潰瘍性大腸炎
4	I g G 4 関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱
6	アジソン病	51	家族性良性慢性天疱瘡
7	アッシャー症候群	52	カナバン病
8	アトピー性脊髄炎	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
9	アペール症候群	54	歌舞伎症候群
10	アミロイドーシス	55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
11	アラジール症候群	56	カルニチン回路異常症
12	アルポート症候群	57	加齢黄斑変性 ○
13	アレキサンダー病	58	肝型糖原病
14	アンジェルマン症候群	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）
15	アントレー・ピクスラー症候群	60	環状20番染色体症候群
16	イソ吉草酸血症	61	関節リウマチ
17	一次性ネフローゼ症候群	62	完全大血管転位症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	眼皮膚白皮症
19	1 p 36欠失症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	ギャロウェイ・モワト症候群
21	遺伝性ジストニア	66	急性壊死性脳症 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性網膜壊死 ○
23	遺伝性胼炎	68	球脊髄性筋萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	急速進行性糸球体腎炎
25	ウィーバー症候群	70	強直性脊椎炎
26	ウィリアムズ症候群	71	巨細胞性動脈炎
27	ウィルソン病	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
28	ウエスト症候群	73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
29	ウェルナー症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
30	ウォルフラム症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
31	ウルリッヒ病	76	筋萎縮性側索硬化症
32	HTLV-1 関連脊髄症	77	筋型糖原病
33	A T R - X 症候群	78	筋ジストロフィー
34	A D H 分泌異常症	79	クッシング病
35	エーラス・ダンロス症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
37	エプスタイン病	82	クルーゾン症候群
38	エマヌエル症候群	83	グルコーストランスポーター1欠損症
39	遠位型ミオパチー	84	グルタル酸血症1型
40	円錐角膜 ○	85	グルタル酸血症2型
41	黄色靭帯骨化症	86	クロウ・深瀬症候群
42	黄斑ジストロフィー	87	クローン病
43	大田原症候群	88	クロンカイト・カナダ症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症
45	オスラー病	90	結節性硬化症

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
91	結節性多発動脈炎	136	シェーグレン症候群
92	血栓性血小板減少性紫斑病	137	色素性乾皮症
93	限局性皮膚異形成	138	自己食空胞性ミオパチー
94	原発性局所多汗症 ○	139	自己免疫性肝炎
95	原発性硬化性胆管炎	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
96	原発性高脂血症	141	自己免疫性溶血性貧血
97	原発性側索硬化症	142	四肢形成不全 ○
98	原発性胆汁性胆管炎	143	シトステロール血症
99	原発性免疫不全症候群	144	シトリン欠損症
100	顕微鏡的大腸炎 ○	145	紫斑病性腎炎
101	顕微鏡的多発血管炎	146	脂肪萎縮症
102	高IgD症候群	147	若年性特発性関節炎
103	好酸球性消化管疾患	148	若年性肺気腫
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	149	シャルコー・マリー・トゥース病
105	好酸球性副鼻腔炎	150	重症筋無力症
106	抗糸球体基底膜腎炎	151	修正大血管転位症
107	後縦帯骨化症	152	ジュベール症候群関連疾患
108	甲状腺ホルモン不応症	153	シュワルツ・ヤンベル症候群
109	拘束型心筋症	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
110	高チロシン血症1型	155	神経細胞移動異常症
111	高チロシン血症2型	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
112	高チロシン血症3型	157	神経線維腫症
113	後天性赤芽球癆	158	神経フェリチン症
114	広範脊柱管狭窄症	159	神経有棘赤血球症
115	膠様滴状角膜ジストロフィー ※	160	進行性核上性麻痺
116	抗リン脂質抗体症候群	161	進行性骨化性線維異形成症
117	コケイン症候群	162	進行性多巣性白質脳症
118	コステロ症候群	163	進行性白質脳症
119	骨形成不全症	164	進行性ミオクロームステんかん
120	骨髄異形成症候群 ○	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
121	骨髄線維症 ○	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
122	ゴナドトロピン分泌亢進症	167	スタージ・ウェーバー症候群
123	5p欠失症候群	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
124	コフィン・シリズ症候群	169	スミス・マギニス症候群
125	コフィン・ローリー症候群	170	スモン ○
126	混合性結合組織病	171	脆弱X症候群
127	鰓耳腎症候群	172	脆弱X症候群関連疾患
128	再生不良性貧血	173	成人スチル病
129	サイトメガロウイルス角膜炎 ○	174	成長ホルモン分泌亢進症
130	再発性多発軟骨炎	175	脊髄空洞症
131	左心低形成症候群	176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
132	サルコイドーシス	177	脊髄髄膜瘤
133	三尖弁閉鎖症	178	脊髄性筋萎縮症
134	三頭酵素欠損症	179	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
135	CFC症候群	180	前眼部形成異常

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
181	全身性エリテマトーデス	226	遅発性内リンパ水腫
182	全身性強皮症 △	227	チャージ症候群
183	先天異常症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	229	中毒性表皮壊死症
185	先天性核上性球麻痺	230	腸管神経節細胞僅少症
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	231	TSH分泌亢進症
187	先天性魚鱗癬	232	TNF受容体関連周期性症候群
188	先天性筋無力症候群	233	低ホスファターゼ症
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	234	天疱瘡
190	先天性三尖弁狭窄症	235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
191	先天性腎性尿崩症	236	特発性拡張型心筋症
192	先天性赤血球形成異常性貧血	237	特発性間質性肺炎
193	先天性僧帽弁狭窄症	238	特発性基底核石灰化症
194	先天性大脳白質形成不全症	239	特発性血小板減少性紫斑病
195	先天性肺静脈狭窄症	240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
196	先天性風疹症候群 ○	241	特発性後天性全身性無汗症
197	先天性副腎低形成症	242	特発性大腿骨頭壊死症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	243	特発性多中心性キャッスルマン病
199	先天性ミオパチー	244	特発性門脈圧亢進症
200	先天性無痛無汗症	245	特発性両側性感音難聴
201	先天性葉酸吸収不全	246	突発性難聴 ○
202	前頭側頭葉変性症	247	ドラベ症候群
203	早期ミオクロニー脳症	248	中條・西村症候群
204	総動脈幹遺残症	249	那須・ハコラ病
205	総排泄腔遺残	250	軟骨無形成症
206	総排泄腔外反症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
207	ソトス症候群	252	22q11.2欠失症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	253	乳幼児肝巨大血管腫
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	254	尿素サイクル異常症
210	大脳皮質基底核変性症	255	ヌーナン症候群
211	大理石骨病	256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
212	ダウン症候群 ○	257	脳腱黄色腫症
213	高安動脈炎	258	脳表ヘモジデリン沈着症
214	多系統萎縮症	259	膿疱性乾癬
215	タナトフォリック骨異形成症	260	嚢胞性線維症
216	多発血管炎性肉芽腫症	261	パーキンソン病
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	262	パージャー病
218	多発性軟骨性外骨腫症 ○	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
219	多発性嚢胞腎	264	肺動脈性肺高血圧症
220	多脾症候群	265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
221	タンジール病	266	肺胞低換気症候群
222	単心室症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群 ※
223	弾性線維性仮性黄色腫	268	パッド・キアリ症候群
224	短腸症候群 ○	269	ハンチントン病
225	胆道閉鎖症	270	汎発性特発性骨増殖症 ○

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
271	P C D H19関連症候群	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
272	非ケトーシス型高グリシン血症	317	ポルフィリン症
273	肥厚性皮膚骨膜炎	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	319	マルファン症候群
275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
276	肥大型心筋症	321	慢性血栓性肺高血圧症
277	左肺動脈右肺動脈起始症	322	慢性再発性多発性骨髄炎
278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	323	慢性睚炎 ○
279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	325	ミオクロニー欠神てんかん
281	非典型溶血性尿毒症症候群	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
282	非特異性多発性小腸潰瘍症	327	ミトコンドリア病
283	皮膚筋炎/多発性筋炎	328	無虹彩症
284	びまん性汎細気管支炎 ○	329	無脾症候群
285	肥満低換気症候群 ○	330	無βリポタンパク血症
286	表皮水疱症	331	メーブルシロップ尿症
287	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	332	メチルグルタコン酸尿症
288	VATER症候群	333	メチルマロン酸血症
289	ファイファー症候群	334	メビウス症候群
290	ファロー四徴症	335	メンクス病
291	ファンコニ貧血	336	網膜色素変性症
292	封入体筋炎	337	もやもや病
293	フェニルケトン尿症	338	モワット・ウイルソン症候群
294	フォンタン術後症候群 ※ ○	339	薬剤性過敏症症候群 ○
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	340	ヤング・シンプソン症候群
296	副甲状腺機能低下症	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
297	副腎白質ジストロフィー	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	343	4p欠失症候群
299	ブラウ症候群	344	ライソゾーム病
300	ブラダー・ウィリ症候群	345	ラスムッセン脳炎
301	プリオン病	346	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
302	プロピオン酸血症	347	ランドウ・クレフナー症候群
303	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	348	リジン尿性蛋白不耐症
304	閉塞性細気管支炎	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	350	両大血管右室起始症
306	ベーチェット病	351	リンパ管腫症/ゴーンハム病
307	ベスレムミオパチー	352	リンパ脈管筋腫症
308	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
309	ヘモクロマトーシス ○	354	ルピンシュタイン・テイビ症候群
310	ペリー症候群	355	レーベル遺伝性視神経症
311	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
313	片側巨脳症	358	レット症候群
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	359	レノックス・ガストー症候群
315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	360	ロスムンド・トムソン症候群
		361	肋骨異常を伴う先天性側弯症

## 経過的に対象となっている疾病

- 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業  
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

### ① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

### ② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

### ③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

出展：厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/content/000523362>)

※上記の疾病名には別称や略称などがあり、診断書や特定疾患医療受給者証等に記載されている疾病名とは異なる場合があります。詳しくは主治医・医療機関にお問い合わせください。

## 要綱

### 鶴岡市介護給付費等の支給決定基準に関する要綱

鶴岡市告示第44号

#### (趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する介護給付費等及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等（以下これらを「介護給付費等」という。）の支給決定をするに当たり、支給決定における公平性及び透明性を確保するため、法に規定するもののほか、介護給付費等の支給決定基準（以下「支給決定基準」という。）を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示における用語は、別に定めるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）において使用する用語の例による。

#### (支給決定基準)

第3条 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る1人当たりの1月の支給決定の基準となる額は、次の各号に掲げる障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成18年厚生労働省告示第530号）の例により算定した額（以下「国庫負担基準額」という。）

(2) 単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者であって、障害及び日常生活等の状況（以下「障害等の状況」という。）から判断して一定の加算が必要であると福祉事務所長が認める者 国庫負担基準額の100分の150

2 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型（以下「日中活動系サービス」という。）に係る1人当たりの1月の支給決定の基準となる合計の日数は、当該月の日数から8日を控除した日数とする。

3 短期入所に係る1人当たりの1月の支給決定の基準となる日数は、次の各号に掲げる障害者等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 7日

(2) 障害等の状況から判断して必要があると福祉事務所長が認める者（次号に掲げる者を除く。） 14日

(3) 施設入所が可能となるまでの間における障害者等の家族等介護者の事情、障害者等の家族の急な疾病その他のやむを得ない事情により14日を超える短期入所の必要があると福祉事務所長が認める者 31日

4 障害児通所支援に係る1人当たりの1月の支給決定の基準となる日数は、次の各号に掲げる障害者等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 23日以内

(2) 障害等の状況から判断して必要があると福祉事務所長が認める者 27日以内

(支給決定等)

第4条 福祉事務所長は、障害児通所支援を除く障害福祉サービスにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条に規定する事項、障害福祉サービスの利用意向及びサービス等利用計画案等を、障害児通所支援にあっては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の10に規定する事項、障害児通所支援の利用意向及び障害児支援利用計画案等を勘案し、支給の要否の決定を行うものとする。

2 福祉事務所長は、支給量が第3条第1項に規定する額又は同条第2項から第4項までに規定する日数の範囲内の場合は、当該支給量で支給を決定するものとする。

(支給決定基準と乖離する支給決定)

第5条 福祉事務所長は、障害者等及び介護者の特別な事情により、支給決定基準から乖離する支給量の決定を行う必要がある場合は、鶴岡市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴取し、適切な支給量を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由により支給決定基準から乖離する支給量の決定を行う必要がある場合には、審査会の意見を聴取せずに支給量を決定することができるものとする。この場合においては、これを次の審査会に報告し、意見聴取の上、必要に応じ支給量を変更しなければならない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。